

宇治市第5次行政改革 実施計画の取組状況

平成25年9月

宇 治 市

目次

1. 市民サービスの充実	
(1) 市民サービスの改善・検討	
小中一貫教育の推進と学校規模適正化(小中一貫教育課)	1
保育事業の充実(保育課)	3
就学前教育の検討(小中一貫教育課ほか)	5
消防・救急・救助業務広域化の検討(消防総務課)	7
窓口サービスの充実(市民課)	9
(2) 電子自治体の推進	
電子自治体の推進(IT推進課)	11
電子投票システムの研究(選挙管理委員会事務局)	13
(3) 情報公開・提供と個人情報保護	
審議会等の公開(広報課)	15
広報活動の充実(広報課)	17
ホームページの充実(広報課)	19
個人情報保護の徹底(広報課)	21
2. 組織の効率化と活性化	
(1) 人材育成の充実	
人材育成の推進(人事課)	23
人事考課制度の充実(人事課)	25
目標管理制度の充実(人事課)	27
女性職員の積極的登用(人事課)	29
(2) 組織・機構の活性化	
組織・機構の見直し(人事課)	31
審議会等の見直し(行政改革課)	33
(3) 定員管理の適正化	
定員管理の適正化(人事課)	35
(4) 給与の適正化	
給与の適正化(人事課)	37
時間外勤務の抑制(人事課)	39
振替・代休制度の活用促進(人事課)	41
3. 効率的で効果的な行財政運営	
(1) 歳入の確保	
市税徴収率の向上(納税課)	43
各種料金収納率の向上(保育課)	45
各種料金収納率の向上(国民健康保険課)	47
各種料金収納率の向上(介護保険課)	49
各種料金収納率の向上(営業課ほか)	51
公金収納窓口の見直し(会計室ほか)	53
使用料・手数料等の見直し(財務課)	55
遊休市有地の有効活用(管財課)	57
有料広告事業等の推進(政策推進課)	59

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化	
公会計改革への対応(財務課)	61
新政策評価システムの構築(政策推進課)	63
補助金等の見直し(財務課ほか)	65
下水道事業の水洗化普及促進(下水道管理課)	67
各種申請書類の簡素・合理化(総務課)	69
庁内事務文書の簡素・合理化(総務課)	71
職員応援体制の活用促進(人事課)	73
ごみ減量化の推進(ごみ減量推進課ほか)	75
集会所再生プランの策定(文化自治振興課)	77
(3) 公共工事コストの縮減	
公共工事コストの縮減(建設総括室)	79
入札制度の適正化(契約課)	81
入札・契約のIT化の推進(契約課)	83
(4) 外郭団体の健全経営	
土地開発公社の経営健全化(用地課)	85
公社等の経営健全化(文化自治振興課ほか)	87
4. 民間活力の活用	
(1) 民間委託等の推進	
保育所の民営化(保育課)	89
学校給食調理業務の民間委託化(学校教育課)	91
可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化(事業課)	93
各種スポーツ教室・大会の委託化・補助事業化(生涯学習課)	95
放課後児童健全育成事業の推進(こども福祉課)	97
各種団体等の事務局の移管(行政改革課)	99
(2) 指定管理者制度等の拡充	
指定管理者制度の拡充(行政改革課)	101
PFIの活用検討(行政改革課)	103
(3) 市民・NPO等との協働	
パブリックコメントの活用促進(広報課)	105
市民・NPO等と行政との協働の推進(文化自治振興課)	107
参考資料	
評価欄の考え方・視点	109
評価一覧	110
数値目標一覧	111
効果額一覧	113

第5次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(1)市民サービスの改善・検討

体系番号	1 - (1) -
項目番号	1
担当課	教育部教育改革推進室 小中一貫教育課

項目名	小中一貫教育の推進と学校規模適正化	
現状と課題	<p>本市の小中学校の児童生徒数は、昭和59年度の26,458人をピークにその後減少し、現在はピーク時の約6割程度になっている。総数としては減少傾向にあるものの、東部地域では大規模な住宅開発が行われており、児童生徒数が増加傾向を示す学校がある。一方、西部や南部地域では複数の学年で単学級の発生が見込まれる学校があるなど、地域によってばらつきが見られる。単学級では、クラス替えがないために友人関係の固定化や、学級間の交流がないことから刺激が乏しく、向上しようとする意欲やたくましさ育てる上で課題となっている。</p> <p>また、小学校の卒業生が二つの中学校に分かれて進学する、分散進学となる小学校が5校ある。分散進学があると、小中学校が連携を図り、一体的な教育活動を進める上で困難な面が見られている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成19年11月に「宇治市小中一貫教育と学校規模等適正化の方向 - NEXUSプラン - 」を策定した。また、平成20年2月には具体的なプランの進め方を示した「第1次NEXUSプラン実施方針」（平成21年1月一部追加変更）を策定した。今後は、保護者や地域の理解を得ながら、この計画に基づいた取り組みを進めていく必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>「第1次NEXUSプラン実施方針」に基づき、小中一貫教育を中核に据えた教育システムの構築や学校規模・配置の適正化、学校施設の整備を総合的に進める。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定時期 計画期間 計画概要</p>	<p>第1次NEXUSプラン実施方針 平成20年2月（平成21年1月一部追加変更） 小中一貫教育、小中一貫校、学校規模適正化の実現に向けた計画</p>
平成24年度の取組予定	<p>小中一貫教育を全面実施するとともに、円滑な実施のために、引き続き保護者・市民への啓発、広報を行い周知を図る。宇治黄檗学園の整備については、体育館、グラウンドの整備を行い平成24年度中での完成を目指す。西小倉地域の学校規模適正化については、保護者・地域の理解を得ながら手法やスケジュールについて引き続き慎重に検討を進める。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>市内の全ての市立小中学校において小中一貫教育を実施するとともに、広報誌を発行し、保護者、市民への啓発・広報を行った。宇治黄檗学園の整備については、体育館、グラウンドの整備を終え、全ての建設工事を完了した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	研究基本設計	研究実施設計	研究工事	試行実施工事	本格実施開校
	変更後					本格実施開校・工事
	実績	研究基本設計	研究実施設計	研究工事	試行実施工事	本格実施開校・工事
	備考	上段：小中一貫教育 下段：小中一貫校				
数値目標	指標	上段：小中一貫教育研究グループ数 中段：小中一貫教育実施ユニット数 下段：小中一貫校実施校数				
	選定理由	第1次NEXUSプラン実施方針では、小中一貫校と小中一貫教育の実施を目標としているため				
	目標	2グループ -	2グループ 8ユニット -	2グループ 8ユニット -	1グループ 9ユニット -	- 9ユニット 一貫校1校
	変更後					
	実績	2グループ -	2グループ 8ユニット -	2グループ 8ユニット -	1グループ 9ユニット -	- 9ユニット 一貫校1校
	備考	目標の達成率は100%				
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	A	A	A	A	A
	理由	平成24年度取組予定については実施できた。取組目標についても実施でき、数値目標についても目標を達成できた。				
総評及び今後の方針		平成23年度に全ての市立小・中学校における小中一貫教育の試行経て、平成24年度は小中一貫教育の全面実施に至ったことと、本市初となる施設一体型の小中一貫校を開校した。これに伴い、宇治小学校の分散進学が解消し、市内の分散進学校は5校から4校に減少した。 今後は第6次行政改革実施項目からは除くものの、一層の小中一貫教育の推進や、保護者・地域への周知と浸透を図る必要があることから個別施策として取り組みを継続する。				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(1)市民サービスの改善・検討

体系番号	1 - (1) -
項目番号	2
担当課	保健福祉部子育て支援室保育課

項目名	保育事業の充実	
現状と課題	<p>市内には公立保育所7園、民間保育園17園がある。子育て支援、就労支援を進めるため、様々な保育事業を展開しており、今後も充実させていく必要がある。保育所における喫緊の課題は、保育所へ入所ができない待機児童の解消にある。これまで公立保育所・民間保育園とも定員の拡大を図っているが、毎年4月1日現在で待機児童が多数発生している。平成14年度から平成24年度までの間に、公立保育所・民間保育園を合わせて、総定員は2,730名から3,640名と910名の定員枠の拡大を行ってきたが、これを上回って保育需要が拡大している。</p> <p>また、様々な保育事業に取り組んできており、保護者の事情等により早朝や夜間に保育を行う延長保育については、市内の全保育所で実施されている。開所時間の短い園で7:30～18:30までの11時間保育、長い園で7:00～22:00までの15時間保育を行っている。生後6ヵ月児から保育を行う乳児保育については、市内の全保育所で実施している。(本市では5ヵ月児から全保育所で可能)また、生後2ヵ月児からの産明け保育については、公立7園、民間10園で実施されている。保育に欠ける障害児で、集団保育が可能な児童については障害児保育を行っており、障害の度合いによって児童1～3名に対して1名の加配保育士を配置している。その他、保育所に入所していない就学前児童が、一時的に育児が困難な場合は、一時預かりを行っており、民間13園で実施している。</p>	
計画期間の取組予定	<p>喫緊の課題である待機児童の解消に努めるとともに、延長保育や一時保育など保護者のニーズに応じた保育事業の拡大を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>南浦保育園分園の定員増(15名)に向けた取り組みを行う。家庭的保育事業を新たに3カ所で開始するとともに、五ヶ庄梅林での120名定員の民間保育所の建設に補助を行い、平成25年4月の開設にむけて取り組む。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>南浦保育園分園の定員増(15名)を実施することができた。家庭的保育事業についても9月、10月、12月で予定の3カ所の開設をすることができた。五ヶ庄梅林の民間保育所の建設に補助を実施して、平成25年4月25日に開園することができた。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	定員拡大	定員拡大	定員拡大	定員拡大	定員拡大
	変更後					
	実績	定員拡大	定員拡大	定員拡大	定員拡大	定員拡大
	備考					
数値目標	指標	公立保育所・民間保育園の4月1日現在の定員総数 ()内は定員増加数				
	選定理由	待機児童対策として定員の拡大を実施しているため。				
	目標	3,126名 (50名)	3,166名 (40名)	3,206名 (40名)	3,246名 (40名)	3,286名 (40名)
	変更後		3,196名 (70名)	3,236名 (40名)	3,605名 (369名)	3,620名 (15名)
	実績	3,126名 (50名)	3,196名 (70名)	3,236名 (40名)	3,605名 (369名)	3,640名 (35名)
備考	目標の達成率は100.6%					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	A	A	A	A	A
	理由	平成24年度の取り組み予定については、ほぼ実施できた。取組目標についても実施でき、数値目標についても達成できた。				
総評及び今後の方針		平成20年度以降の5年間で、民間保育所の新設、増改築などにより、約500人の定員の増加を図ることができた。また、障害児保育、一時預かり等の様々な保育事業についても取り組んできているところである。今後は第6次行政改革実施項目からは除くものの、個別施策として取り組みを継続する。				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(1)市民サービスの改善・検討

体系番号	1 - (1) -
項目番号	3
担当課	教育部小中一貫教育課 健康福祉部子育て支援室保育課

項目名	就学前教育の検討	
現状と課題	<p>平成21年4月1日現在、本市には、公立4園、私立9園の幼稚園と公立8園、民間14園の保育所があり、保育所では公民を問わず定員を越えて毎年待機児童が発生している状況にあるが、幼稚園については毎年入園者が定員に達せず、平成21年度では公立で54.8%、私立で74.8%の入園率となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、国においても就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して保育サービスを提供する新たな枠組みとして、幼稚園と保育所を連携させた認定こども園制度が創設されている。</p> <p>本市においては、平成21年度に学識経験者や幼稚園・保育所関係者で構成する「宇治市就学前教育のあり方検討委員会」を開催し、こうした制度の活用や幼稚園と保育所との連携、公立幼稚園と私立幼稚園との役割等について検討いただいた結果を「就学前教育のあり方のまとめ」として提言を得た。</p> <p>このまとめを受け、市教委として「今後の公立幼稚園について」を作成し、今後の公立幼稚園運営についての方針を決定した。</p>	
計画期間の取組予定	<p>認定こども園制度をはじめとする幼稚園と保育所との連携、公立幼稚園と私立幼稚園の役割分担や適正規模など、今後の就学前教育のあり方について総合的な検討を行う。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>公立幼稚園と小学校の連携事業、公立幼稚園におけるAETを活用した外国語活動を引き続き実施し、教育内容の充実を図るとともに、特別支援教育の推進等を行う中で、園児数の確保に努める。また、引き続き保育所の待機児童対策として、公立幼稚園の余裕教室を活用した家庭的保育事業を実施する。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>公立幼稚園と小学校の連携事業、公立幼稚園におけるAETを活用した外国語活動を新たな取り組みとして実施するとともに、教育環境の充実、特別支援教育の推進等を行った。また、東宇治幼稚園において引き続き、保育所の待機児童対策として、余裕教室を活用した家庭的保育事業(2教室10名)を実施した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	検討	提言・方針決定	-	-	-
	変更後			方針決定	余裕教室活用 幼小連携 外国語活動	余裕教室活用 幼小連携 外国語活動
	実績	設置・検討	提言	方針決定	余裕教室活用 幼小連携 外国語活動	余裕教室活用 幼小連携 外国語活動
	備考	平成22年度以降は方針決定後に取組目標を決定する。				
数値目標	指標	公立幼稚園余裕教室活用数				
	選定理由	保育所待機児童対策の取り組みとして提言を受けたため				
	目標	-	-	-	-	-
	変更後				2教室	2教室
	実績				2教室	2教室
	備考					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	B	B	B	A
	理由	平成24年度の実績については、ほぼ実施できた。取組目標についてもほぼ実施できた。				
総評及び今後の方針		公立幼稚園の役割や適正規模を検討する中、平成23年度に余裕教室を活用した家庭的保育を実施し、平成24年度には公立幼稚園の定員の見直しを行った。 今後も国の就学前教育に関する動向に注視しながら、第6次行政改革実施項目として引き続き取り組みを継続する。				継続

第5次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(1)市民サービスの改善・検討

体系番号	1 - (1) -
項目番号	4
担当課	消防本部消防総務課

項目名	消防・救急・救助業務広域化の検討	
現状と課題	<p>今日の消防（消防・救急・救助）業務は、災害の多様化及び大規模化、また、都市構造の複雑化等により、業務内容が専門化しており、高度な消防サービスを提供するために、組織体制や施設、資機材等の充実強化を図り、住民の期待と信頼に応えうる消防体制を確立する必要がある。</p> <p>このような中、平成18年6月に消防体制の広域化に向けた消防組織法の改正が行われ、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が策定された。この指針に基づき、平成21年3月に「京都府消防体制の整備推進計画」が策定され、消防指令センターの共同設置や京都府内における消防体制の充実強化について方向性が示された。今後は本計画に基づき、関係市町間において調整を図っていく必要がある。</p> <p>また、平成15年10月の電波法関係審査基準の改正により、平成28年5月末までに消防救急無線のデジタル化を実施する必要があることから、平成19年6月に京都府において「京都府消防救急無線広域化・共同化等整備基本計画」が策定された。今後は消防無線のデジタル化に向け、本計画に基づき取り組みを進めていたが、国の指針が大きく変わり宇治市単独で整備することとなった。</p>	
計画期間の取組予定	<p>「京都府消防体制の整備推進計画」に基づき、市町村消防の広域化、指令業務の共同運用についての検討を行なうとともに、「京都府消防救急無線広域化・共同化等整備基本計画」に基づき、消防無線のデジタル化に向けた取り組みを進めていく。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>消防の広域化については、方向性は残しつつ、今後協議の機会があれば検討していく。消防救急無線のデジタル化は、引き続き内部及び関係消防本部と検討していく。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>消防広域化の検討については、昨年同様考えにくい状況であるが、消防広域化の方向性は残しつつも、平成24年度に宇治市として消防体制の整備に努めた。また、消防救急無線のデジタル化については、東日本大震災を契機に国の指針が大きく変化したことを受け、府が策定した全体計画も考慮し、府内の消防本部で協議の結果、それぞれ単独で整備することと結論付けられ、宇治市においても単独整備として平成24年度補正予算にて実施することを決定した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	調査・検討 組織設立	-	-	-	-
	変更後		調整 調査・基本設計	検討 実施設計検討	検討 実施設計検討	- 実施設計検討
	実績	府計画策定 組織設立	検討委員会開催 調査・基本設計	検討 基本設計に基づく 検討	方向性示す 基本設計の見直し	- 整備準備
	備考	上段：広域化 下段：デジタル化				
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	B	C	B	A
	理由	消防広域化については、進展していない現状であるが、宇治市として今後の消防体制を検討し消防力整備に努めた。 消防・救急無線のデジタル化については、方針を大きく変更したが平成24年度事業として実施することで決定し、事業については、平成25年度中の完成を目指す。				
総評及び今後の方針		平成24年度に宇治市として消防体制の整備に努め今後の方向づけを行なったことや、消防救急無線のデジタル化についても平成25年度中の完成を予定している現状から、第6次行政改革実施項目からは除き、個別施策として取り組みを継続する。				個別施策 に移行

第5次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(1)市民サービスの改善・検討

体系番号	1 - (1) -
項目番号	5
担当課	市民環境部市民課

項目名	窓口サービスの充実	
現状と課題	<p>本市の窓口サービスの状況は、本庁における対応のほか、市役所から遠隔地の市民サービスのため市内6カ所（木幡、小倉、南宇治、槇島、東宇治、開）に行政サービスコーナーを設置し、住民票や印鑑証明、戸籍等のほか税関係の諸証明を発行している。また、印鑑証明及び住民票については、土・日曜日・祝日にも電話予約により市役所警備員室で証明書を交付するサービスも行っている。</p> <p>平成24年度の諸証明発行件数は、全体で187,596件（住民票等151,876件、税証明等35,720件）のうち行政サービスコーナーでの発行は65,681件（住民票等56,443件、税証明等9,238件）35.0%、電話予約によるものは461件（住民票等のみ）0.2%であった。</p> <p>他市町では、証明書発行コーナー等において土・日曜日における証明書の発行や平日の夜などに窓口開設時間の延長を行っているところもある。</p> <p>今後は窓口開設時間中にサービスを利用できない市民に対し、どのような内容のサービスをどのような形で提供するのか、多様化する市民ニーズへの対応が課題となっている。</p>	
計画期間の取組予定	<p>市民の利便性の向上を図るため、窓口開設時間の延長や土・日曜日の開設の検討、また、他市における窓口サービスの状況等を調査・研究し、どのような内容のサービスをどのような形で提供すべきかについて検討を進める。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定期間	
	計画期間	
	計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>より市民の利便性向上を図るため、取り次ぎ業務の拡充を図るとともに、引き続き、土・日・祝日における電話予約サービスの広報に努める。コンビニエンスストアでの証明書発行については、実施市町村の状況について調査研究を図る。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>行政サービスコーナーでの取り次ぎ業務については、昨年度に引き続き11課19業務の取り次ぎを行った。市役所での電話予約については、従来同様の広報を行い、前年度の件数を上回ることができた。コンビニエンスストアでの証明発行については、既に導入している先進地市町村に調査を行った。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	調査・研究	検討・方針決定	-	-	-
	変更後			研究 取扱拡充	検討 取扱拡充	検討 取扱
	実績	調査・研究	検討	研究 取扱拡充	検討 取扱拡充	検討 取扱
	備考	(平成20年度) 窓口サービスの拡充 (平成21年度以降) 上段：窓口サービスの拡充 下段：行政サービスコーナーでの証明発行以外の業務取り扱い				
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	C	B	B	B
	理由	平成24年度の取組予定については、ほぼ実施できた。				
総評及び今後の方針		行政サービスコーナーでは、高齢者インフルエンザ補助、がん検診及び特定健診、人間ドック・脳ドックと順次取扱業務の拡充を図った。その他、窓口の時間延長やコンビニエンスストアでの証明書発行などの新たなサービスの提供について、実施市町に調査を行った。今後とも市民サービスの充実に向けて研究・検討する必要があるため、第6次行政改革では庁内の窓口開設課を対象を拡充し、引き続き取り組みを継続する。				継続

第5次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(2) 電子自治体の推進

体系番号	1 - (2) -
項目番号	6
担当課	総務部 I T 推進課

項目名	電子自治体の推進	
現状と課題	<p>電子自治体への取り組みは、国で策定された「e-Japan重点計画2002」や「e-Japan戦略」に基づいて進められている。その中では、行政事務の効率化、共同アウトソーシングによる経費見直し、IT産業振興などが挙げられているが、最大の目的は住民の利便性の向上にある。</p> <p>具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の構築をはじめ、住基カードの利用、公的個人認証の発行、そしてこれらを基盤とした電子申請による各種行政サービスの提供であり、自宅からインターネットを活用し申請・届出等を可能にしようとするものである。</p> <p>共同アウトソーシングについては、全国的に都道府県・市町村が共同でシステム開発を行い、具体的なサービスの担い手である市町村がそのシステムを利用する方法が主流となっている。本市においても、京都府及び府下26市町村が参加する京都府・市町村共同開発システム事業の取組を進め、平成19年度に統合型GIS及びスポーツ施設の予約システム、平成20年度には国民健康保険システムを稼働させた。平成21年度は固定資産税及び個人住民税・軽自動車税・法人住民税・収滞納管理・国民年金・住民基本台帳・外国人登録・印鑑登録・住民登録外・宛名・選挙システムの導入に取り組んだ。</p> <p>また、インターネットを活用した申請・届出等については、今後も実現の可能性や費用対効果等について具体的に検討を進めていく必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>電子自治体推進に向け、京都府と市町村が共同で参加する「基幹業務支援システム」導入の取り組みを進めていくとともに、インターネットを活用した申請・届出等についての検討を進める。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>インターネットを活用した申請・届出等について、検討を行う。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>インターネットを活用した申請・届出等について、可能な業務があるか検討を行った。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	共同化システム運用	共同化システム開発	共同化システム運用	検討	方針決定
	変更後		共同化システム開発・運用申請等研究	共同化システム開発・運用・検討申請等研究	共同化システム開発・運用申請等検討	申請等検討
	実績	共同化システム運用	共同化システム開発・運用申請等研究	共同化システム開発・運用・検討申請等研究	共同化システム開発・運用申請等二一ズ調査	検討
	備考	申請等：インターネットを活用した申請・届出等				
数値目標	指標	京都府・市町村共同開発システム事業で運用開始されたシステム本数				
	選定理由	京都府・市町村共同開発システム事業の進捗状況の把握が可能なため				
	目標	13本	-	9本	-	-
	変更後		12本	1本	4本	
	実績	1本	11本	1本	4本	
	備考					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	B	A	B	C
	理由	インターネットを利用した申請・届出な業務について、現状では見出すことができなかった。				
総評及び今後の方針		京都府・市町村共同開発システム事業におけるシステム導入については、当初の導入スケジュールと比較して遅延したが、最終的には目標は達成できたと考えている。システムの共同化により、運用経費や制度改正等に伴うシステム改修経費について削減が図れた。一方、インターネットを利用した申請・届出については、第6次行政改革実施項目からは除くものの、今後も個別施策として取り組みを継続する。				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(2) 電子自治体の推進

体系番号	1 - (2) -
項目番号	7
担当課	選挙管理委員会事務局

項目名	電子投票システムの研究	
現状と課題	<p>平成14年2月1日に「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機*を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」が施行され、地方公共団体においては、条例を制定することによって電子投票を行うことが可能となった。総務省のホームページによると平成20年9月現在では、全国で10団体、20回の電子投票が実施されている。</p> <p>電子投票のメリットは、紙による投票の場合に生じていた疑問票や無効票がなくなり、集計作業や開票作業の大幅な迅速化が図られることになる等が挙げられる。</p> <p>デメリットとしては、機器の調達や投・開票の際の機器のサポート等に多額の経費を要すること、電子投票システムの信頼性に不安を残していること、多数の機器の収納管理をどうするのかといったことなど多くの課題を有している。また、電子投票が行われる場合であっても不在者投票等、紙による投票は実施しなければならず、総合的に費用対効果の十分な分析・検討が必要である。</p> <p>*電磁的記録式投票機とは、電子機器を活用して投票を行うものであり、投票機の画面上の候補者名を触って選択するタッチパネル方式、候補者名の番号を入力して選択するテンキー方式などがある。</p>	
計画期間の取組予定	他団体における導入の動向を注視していくとともに、費用対効果やシステムの信頼性等についての調査・研究を行い、導入について検討する。	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	平成23年度に引き続き、他団体や業界の動向、総務省の情報提供に注視していく。	
平成24年度の取組実績	岡山県新見市で、全国初の電子投票が実施され10年が経過し、全国で20数回の電子投票が実施されたが、その間、実施団体は10自治体から4自治体へ減少し、電子投票制度は普及していない。本年度についても、総務省、他の地方公共団体、選挙関連業界等の電子投票に関する情報収集に努めたが、新たな動き等は見られなかった。	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	調査・研究	調査・研究	検討・方針決定	-	-
	変更後			調査・研究	調査・研究	調査・研究
	実績	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	B	B	B	B
	理由	平成24年度の取組予定については実施でき、取組目標である調査・研究も実施できた。				
総評及び今後の方針		他団体の導入の動向をはじめ、電子投票システムについての調査・研究の結果、今現在は導入のメリットがあまり期待できない。そのため、今後も引き続き情報収集に努めるが、第6次行政改革実施項目からは除く。				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(3) 情報公開・提供と個人情報保護

体系番号	1 - (3) -
項目番号	8
担当課	市長公室広報課

項目名	審議会等の公開	
現状と課題	<p>市民への市政情報の提供は、情報公開条例の目的を達成する上で、公文書の公開と並んで重要な役割を果たすものである。なかでも、重要な政策・方針等の立案の際に設置される審議会等は行政の政策形成過程の中でも重要な位置を占めており、審議会等での審議内容について、積極的な情報提供を進めていく必要がある。</p> <p>本市では平成20年2月に各審議会等の独立性、自律性を尊重しつつも「審議会等については原則公開とし、非公開の場合はその理由を明確に示さなければならない」との基本原則を柱とした「審議会等の会議の公開に関する指針」を策定した。</p> <p>本市には、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関のほか、要綱等により設置されている附属機関に準ずる機能を有した協議会等を合わせ、平成24年度中に設置された審議会等は、75機関であった。</p> <p>そのうち、会議を公開すると決定された審議会等は44機関、非公開理由に該当するため公開できないと決定された審議会等は30機関である。また、委員の任期が終了し実質休止状態で公開規程等を整備すれば公開することができる審議会等が1機関ある。性質上公開することができない30の審議会等と実質休止状態の1の審議会等を除いた審議会等の公開実施率は100%となる。</p> <p>今後もこの指針に基づき、審議会等の会議の公開を推進していく。</p>	
計画期間の取組予定	<p>「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、各審議会等の独立性、自律性を尊重しつつも「審議会等については原則公開とし、非公開の場合はその理由を明確に示さなければならない」との基本原則を柱として審議会等の会議の公開を拡充していくことにより、市民への積極的な情報提供に努める。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定期間 計画期間 計画概要</p>	<p>審議会等の会議の公開に関する指針 平成20年2月 審議会等の原則公開を進め、会議・会議録の公開を推進</p>
平成24年度の取組予定	<p>今後、新設される審議会等についても、公開指針の趣旨を踏まえ、各審議会事務局に対して公開が進められるよう理解を求めていく。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>公開指針の趣旨を踏まえ、公開可能な審議会等については公開するよう求めた。その結果、平成24年度に新設された3つの審議会等のうち1つの審議会等は非公開理由に該当するため公開しなかったが、残りの2つの審議会等は会議を公開した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	公開拡充	公開拡充	公開拡充	公開拡充	公開拡充
	変更後					
	実績	公開拡充	公開拡充	公開拡充	公開拡充	公開拡充
	備考					
数値目標	指標	審議会等の公開実施率 〔会議の公開を実施する審議会等の数/公開が可能な審議会等(ただし、実質休止している審議会等を除く)の数〕				
	選定理由	審議会等の公開指針の実施状況を経年的に測定する指標とし、会議の公開を実施する審議会等の割合が適切と考えられるため				
	目標	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	変更後					
	実績	82.6%	97.7%	97.7%	100.0%	100.0%
	備考	平成20年度実績については、会議の公開を実施する審議会等の数/公開が可能な審議会等としていた(平成21年度以降と同基準で比較すると平成20年度の達成率は86.4%) 平成24年度の目標達成率は100%				
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	A	A	B	A	A
	理由	平成24年度取組予定、取組目標は共に実施できた。その結果数値目標についても、目標値を達成した。				
総評及び今後の方針		平成20年2月に「宇治市審議会等の公開に関する指針」を策定して以来、審議会等の公開を推進し、平成23年度以降、性質上公開できないものと実質休止状態のものを除いた審議会等の公開率が100%を達成し、目標を達成した。そのため、今後も引き続き審議会等の公開に取り組んでいくが、第6次行政改革実施項目からは除く。				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(3) 情報公開・提供と個人情報保護

体系番号	1 - (3) -
項目番号	9
担当課	市長公室広報課

項目名	広報活動の充実	
現状と課題	<p>本市の広報活動の取り組みは、市政だより、市民カレンダーなど紙媒体によるもの、FMうじ、KBS京都で放送される「さわやか宇治」など電波媒体によるもの、インターネットを活用したホームページ、その他、市内に223基ある広報板や市紹介ビデオの貸し出しなどにより行っている。</p> <p>これまでの取り組みについての総括を行い、他市における状況等を踏まえ、より効率的で効果的な広報のあり方について検討していく必要がある。</p> <p>中でも、市政だよりは、最も有効な広報手段の一つと考えている。このような市政だよりがよりゆとりある読みやすい紙面となるよう全面カラー化など紙面改革を平成22年4月に実施した。</p> <p>また、ホームページについてもライフイベントアイコンを設けるなどより利用しやすいホームページにリニューアルを実施した。</p>	
計画期間の取組予定	<p>これまでの広報活動のあり方について総括を行うとともに、効率的で効果的な広報のあり方の検討を行い、市政だよりについては、より読みやすい紙面となるよう紙面改革を実施する。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>ポスティングの配布時期の見直しを実施する。また市民カレンダーの写真を公募によるものとし、広告欄をカレンダー全体と調和の取れたものとする。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>発行日から3日間で配布していた市政だよりのポスティングを、発行日までの3日間とし、発行日を過ぎてから配布になる状況を解消した。また、市民カレンダーの写真公募については検討にとどまり実施には至らなかったが、広告欄については、市民カレンダー全体と調和のとれたものになるよう面積と位置を改善した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	研究・検討	紙面改革実施	-	-	-
	変更後		研究・検討	紙面改革実施	紙面充実 ポスティング配布導入	ポスティング配布期間 の見直し、 市民センターの改善
	実績	研究・調査	研究・検討 実施調整	紙面改革実施	紙面充実 ポスティング配布導入	ポスティング配布期間 の見直し、 市民センターの改善
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	A	A	A	A
	理由	平成24年度の取組予定については、一部を除いてほぼ実施できた。また、取組目標についても実施できた。				
総評及び今後の方針		<p>広報ツールとして最も有効な市政だよりにおいて、事業費を増大させることなく紙面改革に取り組み、平成22年度に紙面のフルカラー化、平成23年度にポスティングによる全戸配布を実施した。平成24年度にはポスティング時期を改善した。今後は第6次行政改革実施項目からは除くものの、個別施策としてさらなる紙面の充実に向けて取り組みを継続する。</p>				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(3) 情報公開・提供と個人情報保護

体系番号	1 - (3) -
項目番号	10
担当課	市長公室広報課

項目名	ホームページの充実	
現状と課題	<p>平成11年度に開設した本市のホームページは、より利用しやすいものとなるよう、平成14年度と平成17年度に全面改訂を行った。平成17年度の改訂時には、新たに携帯電話向けホームページを開設するなど情報提供の拡充を図った。また平成19年6月からは、ホームページバナー広告の掲載を開始するなど、新たな財源の確保についても取り組みを進めている。平成22年3月には、ライフイベントアイコンの設置、外国語対応、キッズページの新設等リニューアルを実施し、より一層利用しやすいホームページに改善した。</p> <p>本市のホームページでは、情報の登録・更新・削除を広報課が集中して行うという方式は採用せず、各事業を行っている担当課が掲載情報の管理を行うという方式を採用していることから、コンテンツの作成、掲載方法などについて庁内研修等を実施し、ホームページのより一層の充実を図る必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>より利用しやすいホームページとなるよう、情報の増加や時機を得た情報掲載、分かりやすい情報分類など更なる改善を行うとともに、内容や表現方法等についても、全市的に統一が図れるよう掲載基準を調整する。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>引き続き掲載情報の充実を図るとともに、研修による各課への指導を行い関連付け誤りなど不適切なコンテンツの作成を防ぐ。</p> <p>また、「アクセシビリティ上の配慮・達成基準」を整備し、ホームページに掲載する。トップページについて分析し、画面の見直しを目指す。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>全所属を対象とする庶務初任者研修において、掲載内容や関連付け等について研修を実施し、携帯版も含めて、掲載内容の充実を図るとともに、各課への指導を行い適切なコンテンツが作成されるよう努めた。また、トップページに新たなバナーを設けたり、各課のトピックスへの掲出希望に柔軟に対応するなど、トップページの画面を状況に応じて見直した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	掲載情報拡充	掲載情報拡充	掲載情報拡充	掲載情報拡充	掲載情報拡充
	変更後		HPリニューアル 掲載情報拡充			
	実績	掲載情報拡充	HPリニューアル	掲載情報拡充	掲載情報拡充	掲載情報拡充
	備考					
数値目標	指標	各課の情報登録件数（コンテンツ数）				
	選定理由	利用しやすいホームページであるためには、まず情報量が多いことが必要であるため。				
	目標	480件	490件	500件	510件	520件
	変更後		530件	2,300件	2,800件	5,500件
	実績	530件	2,200件	2,700件	4,500件	4,760件
	備考	リニューアルによるシステム変更に伴い、平成21年度よりコンテンツ数のカウント方法を変更した。 平成23年度の実績にもとづき、平成24年度以降の目標を変更した。				
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	A	A	A	A	B
	理由	ホームページの充実に努めたが、取組み予定のうち、「アクセシビリティ上の配慮・達成基準」を整備し、ホームページに掲載することを次年度に見送った。				
総評及び今後の方針		平成21年度にホームページの全面リニューアルを実施し、以降も内容の充実に努めた。今後は、第6次行政改革実施項目からは除くものの、個別施策としてさらに充実したホームページとするため各部署への指導助言などの取り組みを継続する。				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(3) 情報公開・提供と個人情報保護

体系番号	1 - (3) -
項目番号	11
担当課	市長公室広報課

項目名	個人情報保護の徹底	
現状と課題	<p>本市の個人情報保護条例は平成11年4月に施行され、その後、平成15年8月には、個人情報保護の仕組みを強化する条例改正を行った。国においても「個人情報の保護に関する法律」が施行される等、個人情報保護制度を取り巻く社会情勢は大きく変化してきたことから、平成18年2月に宇治市個人情報保護審議会に個人情報保護制度の見直しについて諮問を行い、同年12月に答申を受けた。この答申に基づき平成19年3月に条例改正を行った。この改正条例では、従来の制度に加え、個人情報の利用目的を明示する義務を明記し、また、個人情報保護審議会の権限を明確にするなど、より充実した個人情報保護制度を確立するもので、これに基づき更に厳正な個人情報の取扱いが求められている。</p> <p>一方、この間、個人情報の流出など憂慮される事態が続いていることから、職員の自覚と意識改革を図るため、個人情報保護マニュアルを作成するとともに、全職員を対象とした研修を行うなどの対策を講じてきている。</p>	
計画期間の取組予定	<p>個人情報保護マニュアルに沿って事務手続きの見直しを行うとともに、全職員に個人情報保護の重要性についての意識改革とその取扱いについての徹底を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>平成24年度においても、年度当初に個人情報の厳正な取扱いの徹底についての文書を出し、個人情報漏洩事案が発生しないよう職場会議等を通じて、職場全体の意識改革を図るよう取り組む。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>4月9日に個人情報の厳正な取扱いの徹底について通知したが、5月に2件の個人情報流出事案が発生したため、再発防止に向けて意識改革を図るよう再度周知した。また、委託業務と書類発行業務についての調査を実施するとともに、全11回にわたり全職員を対象とする個人情報保護研修を実施した。2月には小学校で個人情報紛失事案が発生したため、あらためて、個人情報の厳正な取扱いの徹底について周知を図った。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	個人情報保護対策実施	個人情報保護対策実施	個人情報保護対策実施	個人情報保護対策実施	個人情報保護対策実施
	変更後					
	実績	個人情報保護対策実施	個人情報保護対策実施	個人情報保護対策実施	個人情報保護対策実施	個人情報保護対策実施
	備考					
数値目標	指標	個人情報保護をテーマにした職場会議の開催実施率（実施所属数/全所属数）				
	選定理由	各課における個別・具体的なケースでの個人情報の取扱い方法の決定やルール化などは、各職場での議論により実現できるものであるため				
	目標	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	変更後					
	実績	51.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
備考	平成24年度は、市立小中学校を含めた141所属で実施目標の100%実施は達成できた。					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	B	B	B	B
	理由	2件の個人情報流出と1件の個人情報紛失事案が発生したことは、個人情報の取扱いに関する職員の意識が十分でない実態が考えられる。平成24年度は、例年取り組んでいる全職場での職場会議に加えて全職員対象の個人情報保護研修を実施した。課題はあるものの、取組目標については実施でき、数値目標についても目標を達成できた。				
総評及び今後の方針		個人情報保護研修や職場会議を通じて、個人情報保護の徹底を図るとともに、開示請求等にも適切に対応してきた。職場会議の実施率は平成23年度以降100%を達成しているが、個人情報紛失・漏洩事案は毎年発生している。今後は第6次行政改革実施項目からは除くものの、個別施策として取り組みは継続する。				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

2.組織の効率化と活性化

(1)人材育成の充実

体系番号	2 - (1) -
項目番号	12
担当課	市長公室人事課

項目名	人材育成の推進	
現状と課題	<p>本市では団塊世代の職員が多数を占めていたため、数年で多くの職員が退職を迎えることとなった。このため、これらベテラン職員が長い行政経験の中で培ってきた知識や能力を次世代に引き継いでいくとともに、地方分権時代に対応できる優れた能力と意欲をもった職員を育てるため、平成16年3月に宇治市人材育成計画を策定した。</p> <p>本計画に基づき、人事制度の改革、職員研修の改革、職場風土の改革、職員の健康確保対策の推進に取り組むことにより、職員の人材育成を図り、市全体の組織力の向上に努めてきた。</p> <p>また、具体的に計画を進めていくため、平成20年度から平成22年度までの3カ年を計画期間とした「宇治市人材育成実施計画」を策定し、より計画的・効率的に職員一人ひとりの能力開発に取り組むとともに、組織の質的な向上を図ってきた。</p> <p>今後はさらに具体的な計画を進めていくため、平成23年度から平成25年度までの3カ年を計画期間として策定した「第2次宇治市人材育成実施計画」により、人材育成を図っていく必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>「第2次宇治市人材育成実施計画」に基づき、職員研修等を通じて今後の宇治市を担う人材の育成に努めるとともに、人事制度、職員の意識改革及び職場環境等が相互に連携できる体制づくりを図る。</p>	
部門別計画等	計画名称	宇治市人材育成計画
	策定時期	平成16年3月
	計画期間	平成16年度～平成25年度
	計画概要	チャレンジ(Challenge)、コミュニケーション(Communication)、市民協働(Collaboration)ができる3C職員の育成
平成24年度の取組予定	<p>「第2次宇治市人材育成実施計画」(平成23～25年度)に基づき、研修を進め、職員の能力開発に取り組む。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>「第2次宇治市人材育成実施計画」(平成23～25年度)に基づき、研修を進め、職員の能力開発に取り組んだ。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	研修実施	研修実施	研修実施	研修実施	研修実施
	変更後			計画策定 研修実施		
	実績	計画策定 研修実施	研修実施	計画策定 研修実施	研修実施	研修実施
	備考	平成22年度は平成23～25年度の「宇治市人材育成実施計画」を策定した 「第2次宇治市人材育成実施計画」に基づき研修を実施する				
数値目標	指標	研修受講者数				
	選定理由	人材育成の手法の一つに研修制度があり、研修受講者数はその一つの指標指標と考えられるため				
	目標	延べ1,650名	延べ1,650名	延べ1,650名	延べ1,650名	延べ1,650名
	変更後		延べ2,600名	延べ2,700名	延べ2,700名	延べ2,700名
	実績	延べ2,543名	延べ4,100名	延べ3,010名	延べ3,264名	延べ4,821名
備考	目標の達成率は178.6% 平成21・24年度は臨時的研修（人権研修等）の受講者を含む					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	A	A	A	A	A
	理由	平成24年度の取組予定については実施できた。取組目標についても実施でき、数値目標も目標値を上回った。				
総評及び今後の方針		宇治市人材育成実施計画（平成20年度から平成22年度まで）、第2次宇治市人材育成実施計画（平成23年度から平成25年度まで）を策定し、団塊の世代の大量退職が続く中で、職員の育成及び組織の質的な向上を図ってきた。なお、今後も人材育成に取り組んでいく必要があるため、第6次行政改革実施項目として引き続き取り組みを継続する。				継続

第5次行政改革実施計画

2.組織の効率化と活性化

(1)人材育成の充実

体系番号	2 - (1) -
項目番号	13
担当課	市長公室人事課

項目名	人事考課制度の充実	
現状と課題	<p>地方公務員法第40条では「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない」と規定されている。この条文に基づき、本市では平成18年1月から全職員を対象として人事考課を実施している。</p> <p>具体的には、業務遂行に関してみられた職員の能力、態度及び勤務の実績などを的確に把握・評価し、これを職員の能力開発、指導育成、人事配置、昇任選考に反映するなど、人材育成の視点から勤務評定を実施しており、目標管理制度ともリンクさせた運用を行っている。</p> <p>本市のこれまでの人事給与制度の全般について、外部の視点から制度全体の方向性やあり方について議論するため、人事給与制度検討委員会を設置し、意見を求めるなどの取り組みを行った。</p> <p>また、より公平・公正な人事考課制度の確立を図り、引き続き人事考課を給与処遇に反映させる検討を進めていく。</p>	
計画期間の取組予定	<p>人事給与制度検討委員会等からの意見を踏まえ、多面的評価や給与処遇への反映の検討など、人事考課制度の充実を図るとともに、公平・公正な人事考課制度とするため、考課者研修を実施するなどの取り組みを進めていく。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>人事給与制度検討委員会等からの意見を踏まえ、多面的評価や給与処遇への反映など、人事考課制度の充実を図るとともに、公平・公正な人事考課制度とするため、考課者研修を実施するなどの取り組みを進めていく。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>成績率の給与処遇への反映の具体的な検討は行えなかったが、公平・公正な人事考課制度とするため、考課者研修を実施するなどの取り組みを進めた。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	人事考課実施	人事考課実施	人事考課実施	人事考課実施	人事考課実施
	変更後					
	実績	人事考課実施	人事考課実施	人事考課実施	人事考課実施	人事考課実施
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	B	B	B	B
	理由	平成24年度は、成績率の期末勤勉手当への反映を目指した取り組みを進め、具体的な制度設計を行う予定であったが、京都南部地域豪雨災害の影響から十分な見直しが行えなかった。				
総評及び今後の方針		平成18年1月から、職員の能力開発、指導育成、人事配置、昇任選考などに反映するなど、人材育成の視点から人事考課を実施してきた。評価方法の検討とともに進めていく必要があるため、第6次行政改革実施項目として引き続き取り組みを継続する。				継続

第5次行政改革実施計画

2.組織の効率化と活性化

(1)人材育成の充実

体系番号	2 - (1) -
項目番号	14
担当課	市長公室人事課

項目名	目標管理制度の充実	
現状と課題	<p>本市の目標管理制度は、組織方針に沿って組織全体の目標を各所属で共有するとともに、各職員の目標や意見を積み上げることにより所属の目標を設定し、取り組み期間の終期にその目標に対する実績の達成度を評価することを目的とした制度である。</p> <p>本市では、平成16年度から全管理職員を対象に実施されており、具体的な運用としては、各年度4月1日時点で、その年の取り組み目標、難易度、スケジュール等を明らかにし、翌年1月1日時点でその目標に対する業績の達成度の自己評価及び上司である評定者による評価を行っている。</p> <p>本制度の適切な運用により、職員自らが組織目標に沿って明確に職務目標を設定するとともに、職務遂行上の問題点を認識し、目標に向けて自律的に仕事を進め、効率的・効果的な職務遂行を図ることが可能となる。また、目標設定や評価の申告及び面接などを通じて、上司と部下とのコミュニケーションについても活性化を図っている。</p> <p>その他、本制度については人事給与制度の一環として進めていることから、人事給与制度検討委員会の中で、制度の方向性やあり方について意見を求めるなどの取り組みを行った。</p>	
計画期間の取組予定	<p>人事給与制度検討委員会等からの意見を踏まえ、困難な目標を達成した者をより高く評価する仕組みを検討するなど、目標管理制度を充実させ、適切な制度運用が図れるよう、評価者研修を実施する。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>人事給与制度検討委員会等からの意見を踏まえ、困難な目標を達成した者をより高く評価する仕組みや対象範囲の拡大を検討するなど、目標管理制度を充実させ、適切な制度運用が図れるよう、評価者研修を実施する。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>困難な目標を達成した者をより高く評価する仕組みなどの検討を行うとともに、適切な制度運用が図れるよう、評価者研修を実施した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	目標管理実施	目標管理実施	目標管理実施	目標管理実施	目標管理実施
	変更後					
	実績	目標管理実施	目標管理実施	目標管理実施	目標管理実施	目標管理実施
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	B	B	B	B
	理由	平成24年度の取組予定については実施できた。取組目標についても実施できた。				
総評及び今後の方針		平成16年度から目標管理制度を実施する中で、職員自らが組織目標に沿って職務目標を設定し、職務遂行上の問題点を認識しながら効率的効果的な職務遂行を図ってきた。本制度については、評価方法の検討とともに引き続き取組を進めていく必要があるため、第6次行政改革実施項目として引き続き取り組みを継続する。				継続

第5次行政改革実施計画

2.組織の効率化と活性化

(1)人材育成の充実

体系番号	2 - (1) -
項目番号	15
担当課	市長公室人事課

項目名	女性職員の積極的登用	
現状と課題	<p>本市では、平成16年12月に「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を制定し、平成18年1月には「宇治市男女共同参画計画（第2次あさぎりプラン）」を策定し、男女共同参画社会の構築に向け取り組みを進めてきた。また、平成23年3月には「宇治市男女共同参画計画（第3次あさぎりプラン）」を策定し、男女共同参画の推進に関する目標として、市の管理監督者（係長級以上の職員）への女性職員の登用率を挙げており、平成27年度時点で登用率20.0%を目標値としている。</p> <p>管理監督者への登用は公平・公正に実施してきたところであるが、本市の管理監督者への女性職員の登用状況は、平成23年度現在で、管理監督者393名のうち、女性職員が76名(19.3%)となっており、今後、男女共同参画社会の構築を一層推進していくため、また、職員の男女の比率が約7対3となっていることから、年齢構成等を踏まえつつ、今後も能力・実績に基づく女性職員の登用に努めていく必要がある。</p> <p>その他、女性職員の登用についても、今後の方向性やあり方について意見を求めるため、人事給与制度検討委員会の中で議論を行った。</p>	
計画期間の取組予定	<p>人事給与制度検討委員会等からの意見を踏まえ、女性職員にこれまで以上に様々な分野の業務を経験させることで能力開発を推進し、多様な分野の役職への登用を推進する。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定時期 計画期間 計画概要</p>	<p>宇治市男女共同参画計画（第3次UJIあさぎりプラン） 平成23年1月 平成23年度～平成27年度 真の男女平等と地域に根ざした男女共同参画社会の実現</p>
平成24年度の取組予定	<p>研修等により女性職員の能力、資質の向上を図り、女性職員の幅広い分野への配置、能力に応じた管理監督者への登用を推進する。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>研修等により女性職員の能力、資質の向上を図り、女性職員の幅広い分野への配置、能力に応じた管理監督者への登用を推進した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	女性職員登用推進	女性職員登用推進	女性職員登用推進	女性職員登用推進	女性職員登用推進
	変更後					
	実績	女性職員登用推進	女性職員登用推進	女性職員登用推進	女性職員登用推進	女性職員登用推進
	備考					
数値目標	指標	管理監督者への女性職員の登用率 (係長級以上の女性職員数/係長以上の職員数)				
	選定理由	宇治市男女共同参画計画に数値目標として採用しているため				
	目標	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%以上	15.0%以上
	変更後		15.3%以上	15.3%以上	20.0%以上	20.0%以上
	実績	15.3%	16.4%	19.3%	19.9%	19.6%
	備考	目標の達成率は98.0%				
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	A	A	A	A	B
	理由	平成24年度 of 取組予定については実施できた。取組目標についても実施できたが、数値目標については目標値を達成できなかった。				
総評及び今後の方針		これまでから女性職員の能力、資質の向上を図りながら幅広い分野への配置、管理監督者への登用を推進してきた。概ね目標が達成されたことから、個別施策として取り組みは継続するものの行革項目からは除く。				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

2.組織の効率化と活性化

(2)組織・機構の活性化

体系番号	2 - (2) -
項目番号	16
担当課	市長公室人事課

項目名	組織・機構の見直し	
現状と課題	<p>本市の組織・機構については、政策の実現に向けた体制の構築という観点から、毎年4月1日を基準に見直しを実施している。引き続き、社会経済状況の変化や国の制度改正の状況、多様な市民ニーズを的確に捉え、政策目標に基づいた簡素で効率的な組織・機構としていく必要がある。</p> <p>また、行政の事務遂行という観点から、国の省庁に合わせた組織・機構となっており、市民の生活実態と整合が図りづらい、いわゆる縦割りとなっている場合もあるため、市民にもわかりやすい組織・機構へと適宜見直しを図っていく必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>政策目標に基づいた簡素で効率的な組織・機構の見直しを継続的に行うとともに、部課の名称についても市民にわかりやすい名称となるように見直しを図る。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>本市の組織・機構については、政策の実現に向けた体制の構築という観点から、毎年4月1日を基準に見直しを実施している。引き続き、社会経済状況の変化や国の制度改正の状況、多様な市民ニーズを的確に捉え、政策目標に基づいた簡素で効率的な組織・機構としていく必要がある。</p> <p>また、行政の事務遂行という観点から、国の省庁に合わせた組織・機構となっており、市民の生活実態と整合が図りづらい、いわゆる縦割りとなっている場合もあるため、市民にもわかりやすい組織・機構へと適宜見直しを図っていく。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>平成24年度の組織・機構改革では、将来の下水道事業の公営企業化を目指し、上下水道部門統合に伴う組織改編を行ったほか、11月には京都府南部地域豪雨災害復旧事業に対応するため、災害復旧対策室を設置した。また平成25年度の組織機構の構築に向け調整を図った。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	組織・機構見直し	組織・機構見直し	組織・機構見直し	組織・機構見直し	組織・機構見直し
	変更後					
	実績	組織・機構見直し	組織・機構見直し	組織・機構見直し	組織・機構見直し	組織・機構見直し
	備考	組織・機構の見直しは、毎年度検討を行い、必要に応じて実施する。				
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	B	B	B	B
	理由	平成24年度の取組予定については実施でき、次年度に向けた調整も図ることができた。取組目標についても実施できた。				
総評及び今後の方針		政策目標に基づいた簡素で効率的な組織・機構となるよう毎年度見直しを図ってきた。平成20年度以降では小中一貫教育課の設置や政策経営部の設置、歴史まちづくり推進課の設置や上下水道部門の統合、さらには平成24年8月13日・14日京都府南部地域豪雨災害からの復旧に取り組むため、災害復旧対策室を設置するなど組織・機構改革を推進してきた。今後も継続的な見直しが必要なことから、第6次行政改革実施項目として引き続き取り組みを継続する。				継続

2.組織の効率化と活性化

(2)組織・機構の活性化

体系番号	2 - (2) -
項目番号	17
担当課	政策経営部行政改革課

項目名	審議会等の見直し	
現状と課題	<p>本市では、様々な分野の方針や方向性を定める際に、行政の見地からだけではなく専門的また市民の目線から検討できるよう各種審議会・委員会等を多岐にわたる分野で設置しており、これらの中には条例で規定し、市長からの諮問により投資を行うものから、市が検討課題とした議題について議論するものまで形態も様々となっている。</p> <p>一旦設置した審議会・委員会等はその条例や規則・規程を廃止しない限り存在することから、行政課題となるものが時々刻々変化している中であって、時代の要請から設置した審議会・委員会等が現在も有効に機能しているか、その役割は現在も必要かという観点での整理が必要となってきた。</p> <p>これまで、活動状況等を踏まえて、役割を終えたものについては廃止に向けた手続を、また目的が相似しているようなものについては連携・統合を、活動が臨時的なものについては規程等の整理を行うなどの調整を図ってきた。</p> <p>一方、時代の要請から市民要望や行政課題は刻々変化しており、まちづくり・教育・文化的景観等に関し新たな行政課題が生じていることから、審議会・委員会数については増加傾向となっている。</p>	
計画期間の取組予定	<p>審議会・委員会の活動状況を踏まえ、役割を終えたものについては廃止に向けた手続を、また目的が相似しているようなものについては統合を、活動が臨時的なものについては規程等の整理などの対策を講じる。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>平成24年度以降については、目的が類似している委員会等については必要に応じて情報交換等の連携を図るとともに、新設を検討する場合については統合等の検討を行った上で新設するよう調整を図る。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>審議会・委員会数は、平成24年度において4つが廃止、新たに3つ新設されたため、75となり平成23年度末と比べて1つ減少した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	調整	-	-	-	-
	変更後		調整	調整	調整	調整
	実績	調整	調整	調整	調整	調整
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	C	C	C	C
	理由	平成24年度の取組予定については十分な取り組みが出来なかった。取組目標についても十分取り組めなかった。				
総評及び今後の方針		<p>これまでから審議会等については、活動状況等を踏まえ、役割を終えたものについては廃止を、また目的が相似しているようなものについては連携・統合を、活動が臨時的なものについては規程等の整理を行うなどの調整を図ってきたが、十分な取り組みには至らなかった。今後は6次行政改革実施項目からは除くものの、個別施策として取り組みを継続する。</p>				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

2.組織の効率化と活性化

(3)定員管理の適正化

体系番号	2 - (3) -
項目番号	18
担当課	市長公室人事課

項目名	定員管理の適正化	
現状と課題	<p>本市では、平成17年2月に「第2次宇治市職員定員管理計画」を策定し、本計画に基づきこれまで定員管理を進めてきた。本計画では、計画期間を平成17年度から平成23年度までの7年間としており、外部委託の推進や指定管理者制度の導入等により、人件費を1割削減することを目標とし、人員数については今後の増員要素を含めて140名の削減を目指した。しかし、いくつかの条件が満たされれば実現可能なものや詳細な検討が必要な部分があったこと、また、平成17・18年度の2カ年については、具体的な削減目標人員数を明らかにしているものの、平成19年度以降についてはその間に削減方法等を検討することとなっているなど、後年度に再検証が必要な計画となっていた。</p> <p>そのため、平成17～19年度に見直しを行い、平成20年2月に「第2次宇治市職員定員管理計画(改訂版)」を策定した。改訂計画では、定員管理にあたっての基本的な考え方を示し、民間活力の導入、嘱託職員・臨時職員の活用、事業の見直しなどにより、増員要素を除いて140名の減員を目指すこととした。</p> <p>また、平成23年度には「第3次宇治市職員定員管理計画」を新たに策定し、平成29年度までに増員要素も含め30名の削減を図ることとした。</p> <p>参考：定数削減状況 平成17年度：19名削減（減員：35名 増員：16名） 平成18年度：14名削減（減員：26名 増員：12名） 平成19年度：0名削減（減員：8名 増員：8名） 平成20年度：6名削減（減員：20名 増員：14名） 平成21年度：11名増員（減員：16名 増員：27名） 平成22年度：増減なし（減員：15名 増員：15名） 平成23年度：15名削減（減員：28名 増員：13名） 平成24年度：4名増員（減員：16名 増員：20名）</p>	
計画期間の取組予定	<p>「第3次宇治市定員管理計画」に基づき、民間委託化や嘱託職員の活用などにより人件費の削減を図るとともに、適正な定員管理を行う。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定期間 計画期間 計画概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第2次宇治市職員定員管理計画(改訂版) 平成20年2月 平成20年度～平成23年度 平成17年度から平成23年度までに、増員要素を除き140名の減員を目指す 第3次宇治市職員定員管理計画 平成24年3月 平成24年度から平成29年度までに、増員要素を含め30名の減員を目指す
平成24年度の取組予定	<p>「第3次宇治市職員定員管理計画」に基づき、民間委託化や非常勤職員の活用などにより人件費の削減を図るとともに、適正な定員管理を行う。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>学校給食調理業務や可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化を進めること等により定員の削減を図ったが、一方で新たな行政需要等に適切に対応するため増員を図った。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	定員適正管理	定員適正管理	定員適正管理	定員適正管理	-
	変更後				定員適正管理 計画策定	定員適正管理
	実績	定員適正管理	定員適正管理	定員適正管理	定員適正管理 計画策定	定員適正管理
	備考					
数値目標	指標	定員減員数（平成23年度までは新たな行政需要等による増員数は除く）				
	選定理由	平成23年度までは第2次宇治市職員定員管理計画(改訂版)の目標値、平成24年度以降は第3次宇治市職員定員管理計画の目標値とした				
	目標	-	-	-	累計140名	-
	変更後		累計 105名	累計 120名		累計5名
	実績	累計 89名	累計 105名	累計 120名	累計 148名	累計 -4名
	備考					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	B	B	B	B
	理由	平成24年度の取組予定については実施でき、次年度に向けた調整も行った。取組目標については実施できた。				
総評及び今後の方針		第2次宇治市職員定員管理計画に基づき、民間活力の導入、非常勤職員・臨時職員の活用、事業の見直しなどにより、平成17年度から23年度までの間に増員要素も含めて合計43人の削減を行った。また第3次宇治市職員定員管理計画に基づいて平成24年度から29年度までに30人の減員を目標とし、今後も適正な管理を進めていく必要があるため、第6次行政改革実施項目として引き続き取り組みを継続する				継続

第5次行政改革実施計画

2.組織の効率化と活性化

(4) 給与の適正化

体系番号	2 - (4) -
項目番号	19
担当課	市長公室人事課

項目名	給与の適正化	
現状と課題	<p>公務員の給与は、その職務と責任に応じた処遇を目指しつつも、終身雇用を前提とした民間企業の給与制度との均衡を考慮し、年功的な処遇の確保を重視した傾向が強かった。しかし、平成17年に人事院勧告における国家公務員の給与構造について、職務・職責を重視し、実績を的確に反映する給与制度への転換を図るとともに、適正な給与の地域間配分の実現を図ることを目的に約50年ぶりの改革が行われた。</p> <p>本市の人事給与制度の全般について、外部からの視点で制度全体の方向性やあり方について議論するため、人事給与制度検討委員会を設置し、意見を求めるなどの取り組みを行った。</p> <p>こうしたことを踏まえ、京都府や近隣市町等の動向を鑑み、本市においても平成19年度からは給与構造改革の見直しを実施するとともに、平成20年度には地域手当の適正化を行い、平成21年度からは管理職手当の定額化の制度を創設した。また、平成22年度は特殊勤務手当について一部見直しを行った。</p> <p>平成23年度は消防職員の特殊勤務手当について見直し、住居手当の減額を行った。</p> <p>平成24年度は、国家公務員の退職給付に係る官民較差是正措置に伴い、本市においても国に準じた退職手当の支給率を、平成25年度以降1年ごとに段階的に引き下げることにした。</p>	
計画期間の取組予定	<p>人事給与制度検討委員会からの意見等を踏まえ、職務・職責を重視した勤務実績が適切に反映される仕組みを検討するとともに、国、京都府、近隣他都市、類似団体都市及び民間企業等の給与水準との均衡に留意した給与の適正管理を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>人事給与制度検討委員会からの意見等を踏まえ、職務・職責を重視した勤務実績が適切に反映される仕組みを検討するとともに、国、京都府、近隣他都市、類似団体都市及び民間企業等の給与水準との均衡に留意した給与の適正化を図る。職員へ支給する手当については、引き続き適正化を図る。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>退職手当の支給率を段階的に引き下げることにした。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	地域手当削減 9% 8%	給与適正化 実施	給与適正化 実施	給与適正化 実施	給与適正化 実施
	変更後		地域手当削減 8% 7%	地域手当削減 7% 6% 特勤手当見直し	給与適正化実施 特勤手当見直し	給与適正化実施 特勤手当見直し
	実績	地域手当削減 9% 8%	地域手当削減 8% 7%	地域手当削減 7% 6% 特勤手当見直し	給与適正化実施 特勤手当見直し	給与適正化実施 特勤手当見直し
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標	81,000千円	-	-	-	-
	変更後		85,603千円	79,288千円 1,400千円	- 15,000千円	- 8,900千円
	実績	85,250千円	81,694千円	77,345千円 1,400千円	- 15,184千円	- 9,400千円
	備考	22年度以降：(上段)地域手当の適正化に伴う影響額 (下段)特殊勤務手当の見直しに伴う影響額				
評価欄	評価	A	B	A	A	A
	理由	国や京都府、他団体との均衡に留意し、給与の適正管理を行った。京都府南部地域豪雨災害により、次年度実施とした課題も含め、次年度以降に向けた調整も図れた。				
総評及び今後の方針		人事給与制度検討委員会の意見を踏まえながら京都府や近隣市町等の動向にも注視し、給与の適正管理に努めてきた。平成20年度には地域手当の適正化、平成21年度には管理職手当の定額化、平成22年度には特殊勤務手当についての見直し、平成23年度には消防職員の特殊勤務手当の見直しと住居手当の減額、平成24年度には退職手当の支給率の引き下げを行った。今後も適正な管理が必要なことから、第6次行政改革実施項目として引き続き取り組みを継続する。				継 続

第5次行政改革実施計画

2.組織の効率化と活性化

(4) 給与の適正化

体系番号	2 - (4) -
項目番号	20
担当課	市長公室人事課

項目名	時間外勤務の抑制	
現状と課題	<p>時間外勤務については、制度改正などによる業務内容の変更や、選挙・イベントなどの臨時的な要因によって大きく左右される傾向にある。直近の状況を見てみると、平成24年度では、総時間数で197,676時間(選挙・災害分を除くと156,536時間、一人当たりの平均は134.1時間)となっている。</p> <p>総時間外勤務時間数の目標値を146,000時間以内(選挙・災害分を除く)と設定し、年度当初に各課に時間外時間数を配分するとともに、必要に応じ各課ヒアリングを行い、適正に管理されるよう指導を行ってきた。また、水曜日をノー残業デーに設定し、制度的にも時間外勤務を抑制するための対策を講じてきている。</p> <p>その他、特定の職員が突出した時間外勤務を行うなど職員間の不均衡が生じている場合もあるため、各所属長に対しては所属内職員の事務の平準化に努めるよう周知徹底してきた。</p> <p>加えて、時間外勤務の抑制は、職員の健康管理の上からも不可欠であることから、平成22年度以降は、労働基準法改正の趣旨を踏まえ、月60時間を越える時間外勤務が発生した場合に、その原因や対策について報告を求め、また、各課の時間外縮減の進捗状況を毎月報告する等、所属長の意識改革を図るとともに、積極的に時間外勤務の縮減に取り組んでいる平成24年度は、これまでの取り組みに加え、課ごとに水曜日以外にも月1日以上ノー残業デーを設定するなど取り組んでいるところである。</p>	
計画期間の取組予定	<p>今後も各課ヒアリングを実施し、過去の実績や現状を踏まえた時間外勤務時間の配分を行い、水曜日のノー残業デーの徹底を図るなど、時間外勤務の抑制に努める。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>平成23年度の時間外勤務が前年度比で約3,300時間減少したものの、7年前との比較では約7,700時間増加している状況にあり、今後さらに縮減していくことが喫緊の課題である。今年度についても「時間外勤務の縮減対策」を行い、時間外勤務の縮減を図る。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>水曜日以外にノー残業デーを設定するなど時間外勤務の縮減に取り組んだが、平成23年度と比較して約1,300時間の増加となった。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	時間外勤務抑制	時間外勤務抑制	時間外勤務抑制	時間外勤務抑制	時間外勤務抑制
	変更後					
	実績	時間外勤務抑制	時間外勤務抑制	時間外勤務抑制	時間外勤務抑制	時間外勤務抑制
	備考					
数値目標	指標	時間外勤務時間数(選挙分を除く)				
	選定理由	時間外勤務の抑制が目的であるため				
	目標	137,000時間	137,000時間	137,000時間	137,000時間	137,000時間
	変更後			147,000時間	146,000時間	146,000時間
	実績	166,566時間	163,809時間	158,461時間	155,187時間	156,536時間
	備考	目標の達成率は93.3%				
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	C	C	C	C
	理由	平成24年度の取組予定、取組目標について実施したが、対前年度比較で約1,300時間の増加となり、数値目標については達成できなかった。				
総評及び今後の方針		これまで時間外勤務の抑制は、職員の健康管理の上からも必要であると考え、目標(146,000時間)を設定し、ノー残業デーの実施など対策を講じてきている。平成20年度には166,566時間であったものが、平成24年度には156,536時間と時間外勤務を抑制してきたが、目標まで届いておらず、第6次行政改革実施項目として引き続き取り組みを継続する。				継続

第5次行政改革実施計画

2.組織の効率化と活性化

(4) 給与の適正化

体系番号	2 - (4) -
項目番号	21
担当課	市長公室人事課

項目名	振替・代休制度の活用促進	
現状と課題	<p>週休日（変則勤務所属を除き土・日曜日）及び休日（祝日、1月2・3日及び12月29日から31日）においては、これまでから基本的には勤務を命令しないこととしている。しかし、やむを得ず週休日に勤務を命ずる場合は、職員の健康管理及び週休日の保障の観点から、週休日を別の日に振り替えて取得することを原則としている。また、休日に勤務を命ずる場合の代休日の指定の有無については、当該職員の選択によることとしている。</p> <p>これまでから振替率75.0%を目標に振り替えを促進してきているが、平成24年度の実績では29.6%（選挙・災害を除くと55.2%）と目標に満たない状況にある。振替・代休取得の有無は、時間外勤務等の手当にも影響するため、各課で取扱いが異なる事のないよう統一的な運用に努めるとともに、振替・代休取得の促進を図る必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>振替率75.0%を目標に、振替率が低い所属を中心にヒアリングを行い、状況把握に努めるとともに、制度内容を周知し、市全体として振替率の向上を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>振替率75.0%を目標に、振替率が低い所属を中心に、部長級職員を含めたヒアリングとし、各課の状況把握に努めるとともに、振替制度の内容を周知し、時間外勤務時間の縮減対策とあわせて、振替率の向上を図る。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>振替率75.0%を目標に、昨年度実施したヒアリング等に加え、時間外勤務の縮減対策の中でも振替制度の内容を周知徹底し、市全体として振替率の向上を図ったが、目標を大きく下回った。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	振替・代休 制度活用促進	振替・代休 制度活用促進	振替・代休 制度活用促進	振替・代休 制度活用促進	振替・代休 制度活用促進
	変更後					
	実績	振替・代休 制度活用促進	振替・代休 制度活用促進	振替・代休 制度活用促進	振替・代休 制度活用促進	振替・代休 制度活用促進
	備考					
数値目標	指標	振替率（振替取得日数/週休日の出勤日数）				
	選定理由	週休日の振替は原則取得であるため				
	目標	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	変更後					
	実績	48.1%	49.4%	44.8%	47.3%	29.6%
	備考	目標の達成率は39.5% これまでから設定している振替率75.0%を目標値とした				
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	C	C	C	C
	理由	平成24年度の取組予定について実施したが、十分ではなかった。取組目標の実施に努めたが、目標数値を大きく割りこんだ。				
総評及び今後の方針		これまで職員の健康管理及び週休日の保障の観点から振替率75%を目標に振替率の向上を図ってきたが、平成21年度の49.4%が最高値である。今後も振替率が低い所属を中心にヒアリングを実施するなどして状況把握に努めるとともに、制度内容を周知して振替率の向上を進めていく必要があるため、第6次行政改革実施項目として引き続き取り組みを継続する。				継続

3.効率的で効果的な行財政運営

(1)歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	22
担当課	総務部税務室納税課

項目名	市税徴収率の向上	
現状と課題	<p>本市の市税徴収額及び徴収率の状況は、平成23年度決算では現年度分24,060,065千円、98.1%、滞納分489,598千円、25.6%、全体で24,549,663千円、92.9%となっている。平成17年度から徴収率は上昇傾向にあり、現年度分については比較的高い水準が確保されているものの、滞納分の対策が課題となっている。滞納分の内訳をみると約52%が固定資産税等（都市計画税を含む）となっており、これは、固定資産税等が当該年度の収入に関わりなく賦課される性格の税であるため、徴収面での困難性を有しているところにあると考えられる。</p> <p>徴収率の向上のためには、現年度内の徴収の徹底と的確な滞納整理が重要なポイントである。そのため、市民の税に対する意識及び納税意欲の高揚を図るため、あらゆる機会を通じて啓発していくとともに、滞納者に対しては、自宅等への訪問のほか昼間に折衝できない場合は夜間に電話催告をするなど、滞納者との折衝を通じて滞納対策を進めている。今後は差押え等の滞納処分のほか、差押財産の換価等についても実施の必要がある。</p> <p>一方、徴収率の向上及び税負担の公平性確保等の観点から、平成19年度から平成21年12月まで、一部の滞納案件について京都府との共同徴収を実施した。</p> <p>また、京都府と京都市を除く府下市町村による徴収業務を中心とした税務の共同化組織「京都地方税機構」が平成21年8月に設立、平成22年1月から一部徴収業務、平成22年4月から本格実施が開始された。</p> <p>京都地方税機構との連携により市税の徴収率向上に取り組み、滞納繰越分の徴収率が大幅に向上したことにより、市税徴収率は向上しているが、景気低迷による法人市民税収入の大幅な減少の影響により設定した目標を達成できていない状況から、今後も財政基盤の安定的な確保のため京都地方税機構との連携を強化し、効率的な徴収に努める。</p>	
計画期間の取組予定	<p>徴収率の向上を図るため、文書や訪問、電話等による催告を強化し、悪質滞納者に対しては差押等の滞納処分を行うなど、滞納対策の強化に取り組む。また、平成21年8月に京都地方税機構設立・加入、平成22年4月から業務の本格実施が開始された。更なる財政基盤の安定化を確保するため、京都地方税機構との連携を強化し、徴収率の向上を目指す。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>現年度課税分の当該年度内での完納を目指し、分納などの納税指導等を積極的に行うと共に、納付状況の確認、管理を行う。滞納案件に関しては、徴収業務を移管する京都地方税機構が滞納整理や滞納処分を円滑に行えるよう連携を強化する。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>現年度分の年度内完納予定分納者については本市で納付状況の確認を行い、不履行があれば催告書を送付するなど納付指導を行った。また滞納案件については京都地方税機構へ移管し、緊密に連携する中で徴収率の向上を図った。平成24年度決算での徴収率は、現年度分98.3%、滞納分29.44%、全体で93.6%となった。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	徴収対策	徴収対策	徴収対策	徴収対策	徴収対策
	変更後					
	実績	徴収対策	徴収対策	徴収対策	徴収対策	徴収対策
	備考					
数値目標	指標	現年度分と滞納分を合わせた徴収率（収納額/調定額）				
	選定理由	徴収率向上対策の客観的指標として適当であるため				
	目標	92.7%	92.8%	92.9%	93.0%	93.1%
	変更後			93.0%	94.0%	95.0%
	実績	91.8%	92.0%	91.8%	92.9%	93.6%
	備考	目標の達成率は98.5%				
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	B	C	B	B
	理由	平成24年度の取組計画・予定・目標を実施することができた。数値目標は達成できなかったものの、徴収率は前年度から約0.7ポイント向上させることができた。				
総評及び今後の方針		<p>各年度の数値目標を達成できなかったが、そのような状況の中でも、京都地方税機構における滞納整理が軌道に乗り、滞納繰越分の徴収率は上昇傾向となった。</p> <p>今後も現年度の徴収に力点を置き、滞納繰越にならない取り組みが肝要であり、併せて、引き続き京都地方税機構との連携を強化する中で全体の徴収率の向上を目指すことから、第6次行政改革実施項目「各種料金収納率の向上」に統合し、引き続き取り組みを継続する。</p>				統合

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(1)歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	23-1
担当課	健康福祉部子育て支援室保育課

項目名	各種料金収納率の向上(保育料)	
現状と課題	<p>保育料等の滞納については、保育行政上の大きな課題となっている。本市における保育料の収納額及び収納率の状況は、平成23年度決算で現年度分868,124千円、97.25%、滞納分13,370千円、14.9%、全体では881,494千円、89.73%となっている。滞納額は年々増加しており、平成24年度の滞納分の調定額は約9千2百万円となっている。</p> <p>これまで滞納対策として、催告状の送付や口座振替の勧奨などを行い収納率向上に努めている。また、一括納付が困難な滞納者に対しては、分納誓約書の提出を求め、負担の公平性からも不納欠損処分とするのではなく、時効を延長し納付指導を行っている。また、平成20年1月からは新たに訪問徴収にも取り組んでおり、悪質な滞納者に対しては、差押え等の滞納処分を視野に入れて取り組む。</p>	
計画期間の取組予定	<p>電話催告の強化や訪問徴収などを行うとともに、悪質な滞納者に対しては、財産調査や差押え等の滞納処分を視野に入れ取り組む。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>電話催告の強化や訪問徴収などを行うとともに、悪質な滞納者に対しては、財産調査や差し押さえなど滞納処分を視野に入れ取り組む。また、児童手当からの保育料特別徴収について、平成24年4月から恒久法に移行したことに伴い、担当課と連携を図りながら実施に向けて協議を行う。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>電話催告の強化、訪問徴収を実施した。悪質な滞納者に対して滞納処分を視野に入れた連絡、財産調査などを行った。児童手当からの特別徴収を平成25年2月から実施することができた。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策
	変更後					
	実績	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策
	備考					
数値目標	指標	現年度分と滞納分を合わせた収納率（収納額/調定額）				
	選定理由	収納率向上対策の客観的指標として適当であるため				
	目標	86.8%	86.9%	87.0%	87.1%	87.2%
	変更後		87.9%	88.9%	89.2%	89.8%
	実績	87.9%	88.6%	89.1%	89.7%	90.2%
	備考					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	A	A	A	A	A
	理由	平成24年度の取組予定については、実施できた。取組目標についても実施でき、数値目標も達成できた。				
総評及び今後の方針		収納率については、督促状、電話催告、訪問徴収などの実施に努め、向上している。また、平成25年2月から児童手当からの特別徴収を実施し収納率の向上に取り組んでいるところである。今後は第6次行政改革実施項目「各種料金収納率の向上」に統合し、引き続き取り組みを継続する。				統合

3.効率的で効果的な行財政運営

(1)歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	23-2
担当課	健康福祉部国保年金室 国民健康保険課

項目名	各種料金収納率の向上（国民健康保険料）	
現状と課題	<p>国民健康保険制度は加入者が支払う保険料のほか、国、京都府、宇治市からの負担金等、社会保険や共済保険から拠出される支払基金からの交付金等によって賄われている。</p> <p>平成23年度決算における保険料の収納額及び収納率は、現年度分では4,317,070千円、92.9%、滞納分で54,585千円、7.6%、全体で4,371,655千円、81.4%となっている。</p> <p>国民健康保険制度は、保険料収入の面からは、加入者が自営業者のほか退職者の割合が多く、所得が安定しない層や低所得層が多いことに伴う収納における不安定要因、歳出面では加入者に高齢者層が多く、構造的に医療需要が高いという要因を抱えており、脆弱な財政基盤の上に成り立っている。保険料収入の確保は国民健康保険制度の安定的運営のために、また加入者の負担の公平性確保からも積極的に取り組んでいく必要がある。引き続き文書、電話による催告や訪問徴収を行うとともに、今後は悪質な滞納者に対しては差押え等の滞納処分をおこなう。</p> <p>また、平成20年度から75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療保険制度がスタートしたが、比較的収納率が高かった層が国民健康保険制度から外れたため、保険料の収納率の低下が懸念されていたが、現実に低下することとなった。</p>	
計画期間の取組予定	<p>電話催告の強化や訪問徴収などを行うとともに、悪質な滞納者に対しては、財産調査や差し押さえなど滞納処分を行う。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>電話催告や訪問徴収などを行うとともに、悪質な滞納者に対しては、財産調査や差し押さえなど滞納処分に取り組む。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>電話催告や訪問徴収などを行うとともに、財産調査や差し押さえを行い、一部の滞納者に対しては、預貯金等の差し押さえを執行した。</p> <p>平成24年度決算での収納率は、現年度分92.6%、滞納分8.2%、全体で79.8%となった。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策
	変更後					
	実績	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策
	備考					
数値目標	指標	現年度分と滞納分を合わせた収納率（収納額/調定額）				
	選定理由	収納率向上対策の客観的指標として適当であるため				
	目標	84.4%	84.4%	84.5%	84.5%	84.6%
	変更後		82.1%	82.9%	83.0%	83.1%
	実績	82.0%	82.8%	82.1%	81.4%	79.8%
	備考	目標値の達成率は96.2%				
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	A	C	C	C
	理由	平成24年度の取組計画・予定については実施できた。取組目標は実施できたが、数値目標は達成できず昨年度の実績を下回った。				
総評及び今後の方針		<p>計画期間の取り組みについては実施でき、平成21年度より滞納処分（差押え）も着手した。しかし、数値目標である収納率については下降傾向にある。</p> <p>今後は第6次行政改革実施項目「各種料金収納率の向上」に統合し、引き続き取り組みを継続する。</p>				統合

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(1) 歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	23 - 3
担当課	健康福祉部健康増進室 介護保険課

項目名	各種料金収納率の向上（介護保険料）	
現状と課題	<p>介護保険制度は、65歳以上の第1号被保険者が支払う介護保険料のほか、40歳以上の第2号被保険者が国民健康保険や社会保険などを通して支払う支払基金交付金、国・京都府・宇治市からの負担金などによってその財源が賅われている。平成23年度決算における介護保険料の収納額及び収納率の状況は、全体で2,093,087千円、96.9%となっている。その内訳をみると、現年度分・特別徴収分（年金からの天引き）については、1,886,365千円、100.0%の収納率となっているが、現年度分・普通徴収分（納付書等による支払い）については、198,366千円、89.7%、滞納分・普通徴収分については、8,291千円、16.2%と普通徴収の収納率の向上が課題となっている。</p> <p>これまでから文書や電話による催告、訪問徴収等により滞納対策に取り組んでおり、悪質な滞納者に対しては、保険給付の制限を行い、介護サービスに利用制限をかけるなどの対策を講じている。また、介護サービス未利用者において相互扶助の仕組みを理解してもらえていない現状があるため、更に制度の理解が得られるよう周知を図っていく必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>電話催告の強化や訪問徴収などを行い、悪質な滞納者に対しては、保険給付の制限を行うなどの対策を講じるとともに、制度に対する理解を深めてもらうための広報・啓発に努める。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定時期 計画期間 計画概要</p>	<p>第4期介護保険事業計画 平成21年3月 平成21年度～23年度 介護保険事業における保険給付の円滑な実施を確保</p> <p>第5期介護保険事業計画 平成24年3月 平成24年度～26年度</p>
平成24年度の取組予定	<p>電話催告の強化や訪問徴収などを行い、悪質な滞納者に対しては、保険給付の制限を行うなどの対策を講じるとともに、制度に対する理解を深めてもらうための広報・啓発に努める。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>普通徴収の対象者については、督促状・催告書を発送。また電話による夜間・休日も含め、早期からの納付勧奨を実施し、滞納者を増やさない取り組みを行なった。必要な場合には訪問催告を行い、納付指導の強化を図り、給付制限の適用対象となる一年以上の滞納者については、認定申請時等の機会を捉えて納付指導を実施することで、保険料の納付啓発・勧奨を行なった。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策
	変更後					
	実績	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策
	備考					
数値目標	指標	現年度分と滞納分を合わせた収納率（収納額/調定額）				
	選定理由	収納率向上対策の客観的指標として適当であるため				
	目標	95.8%	95.8%	95.9%	95.9%	96.0%
	変更後			96.1%	96.3%	97.0%
	実績	95.8%	96.1%	96.3%	96.9%	97.4%
	備考	目標値の達成率は100.4%				
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	A	A	A	A	A
	理由	平成24年度の取組予定については実施できた。取組目標についても実施でき、数値目標も達成できた。				
総評及び今後の方針		滞納者を増やさない様々な取組を行った結果、収納率の実績は、各年度、数値目標を達成することができた。今後は第6次行政改革実施項目「各種料金収納率の向上」に統合し、引き続き取り組みを継続する。				統合

3.効率的で効果的な行財政運営

(1)歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	23-4
担当課	上下水道部営業課 上下水道部下水道管理課

項目名	各種料金収納率の向上(上下水道料金)	
現状と課題	<p>上水道料金については、市内を東西に区分し、それぞれ隔月に検針を行ない、検針月の翌月に2ヵ月分の使用料について請求を行っている。また、下水道使用料については、個別に量水器を設けないで、上水道で使用された水量と同量が下水道に流されたと見なして調定を行っている。徴収についても、下水道室から水道部に対して徴収委託を行い、水道部営業課が一括して上水道料金と下水道使用料の徴収を行っている。</p> <p>収納状況については、平成23年度決算ベース(上水道料金については平成24年5月末現在)で収納額、収納率がそれぞれ、上水道料金については現年度分で、2,857,344千円、99.1%、滞納分で20,943千円、37.7%、全体で2,878,288千円、97.9%となっている。下水道使用料については、現年度分で2,318,364千円、98.8%、滞納分で27,798千円、50.3%、全体で2,346,163千円、97.7%となっている。</p> <p>納期限までに納付がない場合は、督促状、催告状を送付し、催告納期限を経過しても未納の場合は、電話、訪問による調査・納付指導を行い、なお料金の納付がない場合は最終手段として給水停止通知書を送付し、給水停止執行を行っている。</p>	
計画期間の取組予定	<p>上下水道料金の収納率は他の料金等と比較すると高い水準にあるが、未収金は徐々に増加している。滞納対策の徹底により未収金の削減を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>継続して滞納対策の徹底・強化を行い、未収金の減少を図る。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>料金滞納者に対し、督促・催告及び3期以上の滞納者に対して給水停止を行う中で料金徴収を行った。また、平成24年度決算ベース(上水道料金については平成25年5月末現在)での収納率は、上水道料金については現年度分99.1%、滞納分44.5%、全体98.0%、下水道使用料については、現年度分98.8%、滞納分51.3%、全体97.7%となった。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策
	変更後					
	実績	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策
	備考					
数値目標	指標	上段：上水道料金の現年度分と滞納分を合わせた収納率（収納額/調定額） 下段：下水道使用料の現年度分と滞納分を合わせた収納率（収納額/調定額）				
	選定理由	収納率向上対策の客観的指標として適当であるため				
	目標	97.8% 97.0%	97.9% 97.1%	97.9% 97.1%	98.0% 97.2%	98.0% 97.2%
	変更後					98.0% 97.8%
	実績	97.5% 96.6%	97.7% 96.4%	98.0% 96.6%	97.9% 97.7%	98.0% 97.7%
	備考	目標の達成率は上水100.0%、下水99.9% 上水道料金は5月末時点での収納率とした				
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	C	B	B	B
	理由	平成24年度の取組予定についてはほぼ実施でき、取組目標についても実施できた。数値目標については上水道は達成できたが、下水道は達成できなかった。				
総評及び今後の方針	滞納対策を実施したことにより、平成24年度は平成20年度に比べ収納率の向上を図ることができた。 今後も更なる目標に向かい、引き続き取組を進めていくことが重要であるため、今後は第6次行政改革実施項目「各種料金収納率の向上」に統合し、引き続き取り組みを継続する。					統合

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(1) 歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	24
担当課	総務部税務室納税課 健康福祉部子育て支援室保育課 健康福祉部国保年金室国民健康保険課 健康福祉部健康増進室介護保険課 上下水道部営業課 上下水道部下水道管理課 会計室

項目名	公金収納窓口の見直し	
現状と課題	<p>本市では、金融機関のみを公金収納窓口としていた。しかし、京都府や一部の自治体など、コンビニエンスストアやクレジットカード、携帯電話を活用した新たな収納方法を採用している団体もあることから、本市においても、関係各課によるプロジェクトチームにおいて、他市の状況等を踏まえ、住民の利便性を向上させつつ収納率を向上させていく手法について検討した結果、平成23年度からコンビニエンスストアを利用した収納を導入する方針を決定した。</p> <p>また、口座振替は納期内納付を確実にする有効な手段の一つであることから、口座振替率を高めるための啓発・促進を行い、収納率の向上に向けた取り組みを進めていく必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>収納率向上の面、市民サービス向上の面からコンビニエンスストアでの収納等の新しい収納方法について研究・検討を行う。また、口座振替についても啓発・促進を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>口座振替について啓発・促進を図る。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>平成23年4月からコンビニ収納を実施しているが、納税通知書等の送付時に口座振替啓発文書を同封するなど、口座振替の促進啓発を図った。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	研究・検討 口座振替促進	方針決定 口座振替促進	口座振替促進	口座振替促進	口座振替促進
	変更後			コンビニ収納導入準備 口座振替促進	コンビニ収納実施 口座振替促進	コンビニ収納実施 口座振替促進
	実績	研究・検討 口座振替促進	方針決定 口座振替促進	コンビニ収納導入準備 口座振替促進	コンビニ収納実施 口座振替促進	コンビニ収納実施 口座振替促進
	備考					
数値目標	指標	市税徴収における口座振替利用率（口座振替件数等/課税件数）				
	選定理由	収納の影響が最も大きいため、市税の口座振替促進状況を指標として採用した				
	目標	25.0%	26.0%	27.0%	28.0%	29.0%
	変更後			29.6%	29.9%	30.3%
	実績	25.0%	29.3%	29.5%	29.5%	29.50%
備考	平成24年度の目標の達成率は97.4%					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	A	B	A	A
	理由	平成24年度 of 取組計画・予定を実施できた。取組目標も実施できたが、数値目標は達成できなかった。				
総評及び今後の方針		<p>新たな収納方法として、平成23年度よりコンビニ収納を実施し、口座振替促進についても行なったが、口座振替利用率が目標値を達成できない年度があった。</p> <p>今後も口座振替利用の促進やコンビニ収納の拡充、新たな収納方法について、さらに検討が必要なことから、第6次行政改革では実施項目名を「公金収納手法の見直し」に変更し、引き続き取り組みを継続する。</p>				継続

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(1)歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	25
担当課	政策経営部財務課

項目名	使用料・手数料等の見直し	
現状と課題	<p>使用料・手数料等の見直しについては、昨今の経済情勢の変化等も十分考慮するとともに、受益と負担のあり方について住民間の公平性を確保するという視点から、真にやむを得ないものについて見直しの対応を図ってきた。</p> <p>引き続き、最少の経費で市民サービスの更なる向上が図れるよう、行政内部の経費削減についても最大限の努力と工夫に努めると同時に、政策の実現を目指すとともに、受益と負担の公平性の観点に基づき、毎年度の予算編成作業において、適宜見直しについての検討を行い対応を図っている。</p>	
計画期間の取組予定	<p>毎年度の予算編成作業の中で、受益と負担の公平性の観点に基づき、適宜見直しについての対応を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>平成25年度の予算編成作業の中で、受益者負担と公平性の観点に基づき、引き続き見直しについての検討を行う。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>平成24年度については、直ちに見直すべき使用料・手数料はなかったものの、平成25年度においては、受益者負担と公平性の観点から、新たに老人園芸ひろばの利用に際して、維持管理費程度に相当する「老人園芸ひろば協力金」を徴収することとし、歳入予算を計上した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
	変更後					
	実績	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
	備考	毎年度、見直しを行い、必要に応じて実施する				
数値目標	指標	使用料・手数料等の見直し件数				
	選定理由	使用料・手数料等の見直し件数が客観的指標として適当であるため				
	目標	0件	-	-	-	-
	変更後					
	実績	0件	2件	1件	0件	1件
	備考	数値目標は毎年度、予算編成の中で明らかにする				
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	B	B	B	B
	理由	受益者負担と公平性の観点に基づき、これまで検討課題であった老人園芸ひろばにおける利用者負担について、高齢者施策の見直しにより、協力金を設定することができた。				
総評及び今後の方針		毎年度の予算編成作業において、必要に応じた見直しを行うことができた。今後も継続的な見直しが必要なことから、第6次行政改革実施項目として引き続き取り組みを継続する。				継続

3.効率的で効果的な行財政運営

(1)歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	26
担当課	総務部管財課

項目名	遊休市有地の有効活用	
現状と課題	<p>本市が保有する土地については、行政目的に沿った活用を図っている行政財産と貸付、売却、交換等が可能な普通財産とに分けられる。平成23年度末現在、普通財産として保有している土地の面積は全体で1,003,471㎡あり、その内有効活用の可能性がある宅地・雑種地については約69,626㎡となっている。また、その中でも既に貸付を行なっている土地の面積は約41,202㎡となっており、残りの28,424㎡については未利用の土地となっている。この多くは、狭長地であったりし、面積高はあっても単独利用できる土地でない。</p> <p>未利用地のうち宇治蔭山10-1(2,392㎡)や榎島保育所跡(1,983㎡)など一団の大きな土地もあるが、比較的大規模な概ね100㎡以上の未利用の土地については、公共事業や公共事業の代替用地として利用が可能なため、売却せずに一時貸付等の活用を図ってきたところである。</p> <p>それらの今後の処理方針を確立するには、市の将来的な公共事業の見通しを踏まえた検討と売却処分にあっては地価の動向を検討し市民理解が得られる価格設定が必要である。</p>	
計画期間の取組予定	<p>比較的大規模な未利用土地については、現状調査を行なったところであるが、今後の市の公共事業見通しを踏まえた上で処理方針を確立し、可能なものについては売却等を進める。それ以外の小規模な未利用土地についても適正管理に努めるとともに、隣地所有者等から買取要望のあるものについては逐次売却を行っていく。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>比較的大規模な未利用土地については、市の将来的な公共事業の見通しも踏まえ処理方針を引き続き検討していく。小規模な未利用土地については、隣接所有者等から買取要望のあるものは逐次売却をする等、適正管理に努める。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>比較的大規模な未利用土地について、新たに売却の方針を決定した用地はなかった。</p> <p>過去に競売にかけ応札がなかった土地については福祉用途に無償貸与している。</p> <p>小規模未利用土地については、関係課との連携を図り9件491㎡の売却を行った。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	方針決定 売却	売却	売却	売却	売却
	変更後		方針決定 売却			
	実績	調査・検討 売却	調査・検討 売却	売却	売却	売却
	備考	100㎡以上の大規模な未利用地については、方針決定後に売却等を行う 100㎡未満の小規模な未利用地については、買収要望があれば売却する				
数値目標	指標	未利用地の売却件数・面積				
	選定理由	未利用地の有効活用の一つとして売却があるため				
	目標	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績	5件・171㎡	2件・72㎡	6件・175㎡	8件・315㎡	9件・491㎡
	備考					
効果額	目標	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績	5,467千円	2,472千円	5,535千円	14,721千円	31,653千円
	備考	売却による収入額				
評価欄	評価	C	C	C	C	C
	理由	数値目標、効果額について目標値はなかったものの歳入予算額を超える零細財産売払い収入となるなど一定の成果はあった。				
総評及び今後の方針		比較的大規模な未利用土地について売却したものはなかったが、小規模のものについては、関係各課と連携を図り、順次売却を行い一定の成果を挙げることができた。今後は第6次行政改革実施項目「市有財産の有効活用」の中で、引き続き取り組みを継続する。				継続

3.効率的で効果的な行財政運営

(1)歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	27
担当課	政策経営部政策推進課

項目名	有料広告事業等の推進	
現状と課題	<p>近年、地方公共団体における財政状況の悪化を背景に、新たな財源の確保を目的として、有料広告事業に取り組む団体が増加してきている。本市でも、平成18年度から有料広告事業についての研究・検討を行い、平成19年度から取り組みを進めている。</p> <p>具体的に取り組んでいるものとしては、平成19年6月から本市ホームページに5枠のバナー広告の掲載を実施し、平成23年度からは12枠に拡大することで、年間72万円の収入を得るとともに、平成19年11月から市民課や税務室に配置している住民票や税に関する諸証明を封入するための窓口用封筒について、広告が記載された封筒の寄付を受けることにより、封筒作成経費の削減を図ることとし、約29万円の削減効果を得ることができた。</p> <p>また、市政だより紙面への広告掲載を平成22年8月15日号から実施し、約253万円の収入を得ることができた。</p> <p>さらに、平成23年度に作成した平成24年度版市民カレンダーから広告掲載を実施し、約20万円の収入を得るとともに、平成24年度から市庁舎1階市民ロビーに公共施設マップ広告を設置し、約149万円の収入を得ることができた。</p> <p>今後も公共性や公平性に配慮しながら、市民の皆さんや議会の理解を得て、より広範な媒体への広告掲載を検討していくことが必要である。また、新たな財源の確保に向けた取り組みを行う必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>今後もホームページのバナー広告、広告を掲載した窓口用封筒や市政だよりにおける広告掲載等を継続、拡充するとともに、新たな媒体による広告事業に取り組む、公平性、公共性に配慮しながら、市民の皆さんや議会の理解が得られる有料広告事業の拡大を図る。また、新たな財源の確保についても研究を行う。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>ホームページのバナー広告の拡充や広告掲載した窓口用封筒、市政だよりなどへの広告掲載を継続するとともに、庁舎内壁面を活用した広告等、新たな媒体による広告事業に取り組む。また、これまで実施してきた有料広告事業について、市民評価なども含め分析を行う。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>ホームページのトップページに6枠のバナー広告、市政だより及び市民カレンダーに広告を掲載して広告料収入を得るとともに、市民課及び税務室にて配布する窓口用封筒について、広告を掲載して当該物品に係る経費削減に繋げた。新たな広告媒体として、公共施設マップ広告を設置し、収入増加へと繋げた。また、広告内容を多角的な視点で審査するため、外部委員による審査会を設置し、審査体制の強化を図った。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	有料広告実施	有料広告実施 広告拡大検討	有料広告実施	有料広告実施	有料広告実施
	変更後				有料広告実施 広告媒体拡大	
	実績	有料広告実施	有料広告実施 広告拡大検討	有料広告実施 広告媒体拡大	有料広告実施 広告媒体拡大	有料広告実施 広告媒体拡大
	備考	平成24年度は、公共施設マップ広告を設置した。				
数値目標	指標	広告媒体の数				
	選定理由	有料広告事業であるため、利用可能な媒体の数とした				
	目標	2媒体	2媒体	4媒体	4媒体	4媒体
	変更後				6媒体	6媒体
	実績	2媒体	2媒体	3媒体	4媒体	5媒体
備考	目標の達成率は83.3% 平成24年度は公共施設マップ広告を設置。トイレ壁面広告についても広告取扱業者と契約締結したが、広告主が見つからず、設置には至っていない。					
効果額	目標	890千円	890千円	1,890千円	1,890千円	1,890千円
	変更後			2,490千円	3,400千円	5,500千円
	実績	890千円	890千円	2,400千円	4,220千円	5,236千円
	備考	目標の達成率は95.2% 新たな媒体として、公共施設マップ広告に取り組んだが、市民カレンダーの広告枠の縮小に伴う広告料収入減により、目標達成できず。				
評価欄	評価	A	A	B	B	B
	理由	平成24年度の取組予定については、公共施設マップ広告及びトイレ壁面広告の広告取扱業者との契約締結を行ったため達成できた。また、取組目標についても、事業継続できたため達成できた。しかし、数値目標については、トイレ壁面広告の広告主が見つからず、結果的に実施できていない、また効果額は市民カレンダーの広告枠縮小に伴う広告料収入減により達成できなかった。以上を総合的に勘案し達成度の評価とした。				
総評及び今後の方針		<p>有料広告事業については、平成19年度から取組を開始し、順次広告媒体の拡大を図り、平成24年度時点で5媒体・5,236千円の広告料収入を得ることができた。</p> <p>新たな媒体への拡大とともに財源の確保についても一定実施できたことから、引き続き個別施策として取り組むものの第6次行政改革実施項目からは除く。</p>				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	2 8
担当課	政策経営部財務課

項目名	公会計改革への対応	
現状と課題	<p>本市では、従来、財務4表（バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）のうち、バランスシートと行政コスト計算書の2表について作成していた。</p> <p>バランスシートについては、平成12年3月に総務省において「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」がまとめた報告書に基づき、その作成基準日を会計年度の最終日である3月末日とし、平成11年度分から毎年度継続作成をしてきた。また、行政コスト計算書については、決算資料として平成15年度分以降、作成してきた。</p> <p>しかし、この間、一部の都市における財政破綻等を契機とし、国において地方財政健全化法が制定されるなど、地方財政を取り巻く状況も大きく変化をしてきており、国の指針等において、発生主義の活用及び複式簿記の考え方を導入し、関連団体等も含む連結ベースで財務諸表を作成するなど、公会計の整備の推進に取り組むこととされ、新たな財務諸表の作成に向けた取り組みが必要となってきた。そこで、会計年度間における資金の変動を示す資金収支計算書、資産がどのように変動したかを示す純資産変動計算書を作成することとした。</p> <p>これらについては、各年度の予算・決算の状況等と同様に、市政だより等に掲載し、広く市民への情報提供を行っていく。</p>	
計画期間の取組予定	<p>公会計の整備に向け、関係部署が連携する中で、課題の抽出や作成手法の具体的な研究・検討を行い、平成20年度決算以降、財務4表を作成することとした。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>財務4表（バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、市民への情報提供に努めるとともに、報告時期と作成方法や公表内容についての見直しについて、さらなる検討を行う。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>財務4表については、決算関係の総括資料である普通会計決算概要において、普通会計ならびに連結の財務4表を作成し、府内各市との比較分析を行うとともに、ホームページにも掲載し、決算状況の公表に努めた。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	研究・検討	作成	作成	作成	作成
	変更後					
	実績	研究・検討	作成	作成	作成	作成
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	A	A	B	B	B
	理由	平成24年度の取組予定、取組目標については実施できた。				
総評及び今後の方針		財務4表の作成・公表という取り組みについては定着化が図れ、当初の目標を達成することが出来た。今後は第6次行政改革実施項目からは除くものの、個別施策として取り組みを継続する。				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	29
担当課	政策経営部政策推進課

項目名	新政策評価システムの構築	
現状と課題	<p>本市の政策評価システムは、平成11・12年度の2カ年で構築し、平成13年度から運用している。本システムでは、実施計画事業についての事前評価を行っており、必要性、緊急性、市民ニーズ、実現可能性、事業費・財源、公民の役割分担の観点から評価を行い事業の取捨選択に活用してきた。また、事後評価として、事業を実施した結果について、目標の達成度、目標達成・未達成の要因と対策、決算額、費用対効果改善の手法の観点から評価を行っている。事前評価 = 実施計画事業採択 = 予算計上 = 事業実施 = 事後評価を通じて、Plan (計画) - Do (実行) - Check (点検・評価) - Act (見直し) のPDCAサイクルを確立させている。</p> <p>しかし、事業の重点化や優先順位付け、事業効果の評価など充分機能を果たせていない面もあるため、透明性を確保した効率的で効果的な事業推進に向けた新しい政策評価システムの構築への取り組みを進め、平成22年度から新システムの運用を開始した。</p>	
計画期間の取組予定	<p>現行の評価システムの課題等を総括し、透明性を確保するとともに効率的で効果的な事業推進が可能な新しいシステムの構築を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>平成23年度に引き続き、運用を行う。また、政策評価システムと連携して事業評価を「歳入歳出決算にかかる主要な施策の成果説明書」により公表する。さらにPDCAサイクルのさらなる成熟を図る。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>平成23年度に引き続いて、政策評価を運用した。「歳入歳出決算にかかる主要な施策の成果説明書」についても、平成23年度と同様に実施した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	研究・検討	システム構築	運用開始	運用	運用
	変更後			システム開発 運用開始	運用	運用
	実績	研究・検討	システム開発	システム開発 運用開始	運用	運用
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	B	A	A	A
	理由	平成24年度の取組予定については、実施できた。取組目標についても実施できた。				
総評及び今後の方針		平成22年度に新システムの構築及び運用を開始し、PDCAサイクルの確立や事業評価の公表等、事業の効率的・効果的な推進を図ることができた。 システムの評価項目等機能の精査に課題はあるものの、概ね目標を達成したことから、引き続き個別施策として取り組むものの第6次行政改革実施項目からは除く。				個別施策に移行

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	30
担当課	政策経営部行政改革課 政策経営部財務課

項目名	補助金等の見直し	
現状と課題	<p>各種補助金については、公益上必要があると認める事務や事業に対して交付をしているところであるが、交付開始後の状況変化を踏まえ、改めて公益性や公平性、必要性の検証や公民の役割分担、並びに、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、予算編成作業などにおいて個々の事業ごとに精査・検証を行い、特に所期の目的を達成したもののや効果の低いものの改廃について対応を図ってきたところである。</p> <p>公民の役割分担を踏まえ、市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識し、協働による取り組みを進めていく中では、公から民へとその業務の担い手を変えていくとともに、行政の関わり方についても、行政職員による事業実施から、民間委託による実施、民間が事業主体となって行政は補助金により支援するなど市民との協働を進めていく中で補助金が増えていくことも考えられる。</p> <p>こうした社会環境の変化を踏まえた上で、所期の目的を達成したもののや効果の低いものについては実施計画策定作業や予算編成のなかで改廃等の見直しを図る。また、補助金をその性質から団体運営補助、建設補助等に区分し、それぞれの観点からその必要性に再検証を行っていく必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>実施計画策定作業や予算編成の中で、公益性や公平性、必要性の検証や公民の役割分担、並びに、費用対効果、補助率の適正化などの観点から見直しに努める。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>4件の補助金(＊)を廃止するとともに、平成25年度の予算編成作業の中で、公益性や公平性、必要性の検証を行うとともに、引き続き見直しに努める。</p> <p>(＊) ゆめこうば支援補助、地域活性化人材育成補助、民・学・官コラボ補助、井川支川水路補助</p>	
平成24年度の取組実績	<p>4件の補助金を廃止し、平成25年度予算編成作業において補助金等の見直しを行い、事業終了などにより3件の補助金が廃止となった。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
	変更後					
	実績	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
	備考	毎年度、見直しを行い、必要に応じて実施する				
数値目標	指標	補助金等の廃止件数				
	選定理由	補助金等の廃止件数が客観的指標として適当であるため				
	目標	1件	-	-	-	-
	変更後		1件	8件	3件	4件
	実績	1件	1件	8件	3件	4件
	備考	目標の達成率は100% 毎年度、予算編成の中で明らかにする				
効果額	目標	1,000千円	-	-	-	-
	変更後		380千円	50,712千円	17,876千円	8,442千円
	実績	1,000千円	380千円	50,712千円	17,876千円	8,442千円
	備考	目標の達成率100% 廃止した補助金の前年度の補助金額を効果額とする				
評価欄	評価	A	A	A	A	A
	理由	平成24年度 of 取組予定については実施でき、平成25年度予算編成作業において、補助対象事業などの整理・調整などを行うことができた。				
総評及び今後の方針		毎年度の予算編成作業において、必要に応じた見直しを行うことができた。今後も継続的な見直しが必要なことから、第6次行政改革実施項目「健全な行財政運営の堅持」の中で、引き続き取り組みを継続する。				継続

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	31
担当課	上下水道部下水道管理課

項目名	下水道事業の水洗化普及促進	
現状と課題	<p>下水道は、汚水の排除やトイレの水洗化など公衆衛生の向上や生活環境の改善のみならず、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質を保全するためにも必要な施設である。東宇治処理区（宇治川より東の市域）については平成27年度、洛南処理区（宇治川より西の市域）については平成33年度の整備完了を目標に計画的に事業を進めている。平成24年度末現在、下水道計画決定区域の82.5%の地域で下水道整備が行われ、整備済区域内の84.5%の家庭や事業所等で下水道が使用されている。しかし、下水道の使用が可能となった供用開始の日から3年以上を経過しても、下水道接続がなされていない未水洗化戸数が全体で約6,800戸ある。未水洗化の要因は様々であるが、経済的な理由や世帯の高齢化によるもののほか、アパート、貸家など所有者と使用者が異なるため、水洗化に積極的でない場合があることなどが考えられる。</p> <p>平成16年度から宇治市水洗便所改造資金融資あつ旋制度に基づき融資された資金については、利子相当額の全額を補助することとしたほか、平成17年度には普及促進員制度を導入し、供用開始後3年以上経過した未水洗化家屋の戸別訪問による水洗化の勧奨に取り組んでいる。更に平成20年度からは、融資あつ旋制度について、限度額と融資期間を拡大するとともに、未接続家庭への文書送付により未水洗化家屋の公共下水道への早期接続を促進している。</p>	
計画期間の取組予定		
部門別計画等	計画名称	宇治市公共下水道整備計画
	策定時期	平成18年2月
	計画期間	平成18年度～平成33年度
	計画概要	東宇治処理区については平成27年度、洛南処理区については平成33年度に整備率100%を目指す
平成24年度の取組予定	<p>水洗便所改造資金融資あつ旋及び利子補給制度のPR、供用開始前の説明会の実施、職員・普及促進員による戸別訪問、接続を促す文書送付などの取り組みを継続する。また、普及促進員の委託業務を市主導型に改善、送付文書等に水洗化の法的根拠を明記するなど接続義務の周知を図るなど、法の遵守を目指した検討を行う。また、未接続の大きな要因である経済的な理由や高齢化の問題等について対策を検討し、更なる水洗化率の向上に向けた取り組みを進める。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>水洗便所改造資金融資あつ旋及び利子補給制度のPR、供用開始前の説明会の実施、職員・普及促進員による戸別訪問、接続を促す文書送付などの取り組みを継続した。また、普及促進員の委託業務を改善し送付文書の文言などを調整し法の遵守を目指した取り組みを行った。未接続の要因について対策を検討し、引き続き更なる水洗化率の向上に向けた取り組みを進めた。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	水洗化普及促進	水洗化普及促進	水洗化普及促進	水洗化普及促進	水洗化普及促進
	変更後					
	実績	水洗化普及促進	水洗化普及促進	水洗化普及促進	水洗化普及促進	水洗化普及促進
	備考					
数値目標	指標	戸数水洗化率（水洗化戸数/処理区域内戸数）				
	選定理由	未水洗化家屋を減少させる取組みを進めているため				
	目標	84.9%	85.1%	85.3%	85.5%	85.7%
	変更後					
	実績	83.1%	84.0%	84.8%	84.7%	84.5%
備考	毎年0.2%の普及率上昇を目標とした 目標値の達成率は98.6%					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	B	B	B	B
	理由	平成24年度取組予定についてはほぼ実施できた。引き続き普及促進員の委託業務について、改善を行っていくとともに、水洗化率の向上に向けた取組みを進める必要がある。				
総評及び今後の方針	戸数水洗化率については、下水道の面整備を継続して実施していることから、ほぼ横ばいの数値を示している。今後は第6次行政改革実施項目からは除くものの、引き続き個別施策として普及促進員の委託業務についての改善や、より効率的・効果的な普及促進を行っていくとともに、啓発や新たな施策展開の検討などの取組みを継続して行う。					個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	32
担当課	総務部総務課

項目名	各種申請書類の簡素・合理化	
現状と課題	<p>申請手続きの簡素化を図るため、平成12年度に申請書等に押印を求める場合の基準を定め調査を行った。その結果、全体で908件の申請書等のうち、押印廃止が270件、押印か署名の選択が197件、押印継続が441件と判明し、可能なものについて押印を廃止した。</p> <p>その後、平成18年度には各種申請書の敬称表示、文面、記載事項について一定の基準を示し、見直し・改善を図るための検討作業を全課を対象に実施した。その結果、全体で1,186件の申請書等がある中で敬称表示の見直しが可能と考えられるものが1,007件、文面の修正が必要と考えられるものが220件、記載事項の修正が必要と考えられるものが216件あった。</p> <p>平成19年度には、敬称表示を「宇治市長様」から「宇治市長あて」への統一を行い、文面、記載事項の見直しについて規則・要綱等の改正が必要となるものについては、担当課と実施方法・時期について協議を行っている。</p>	
計画期間の取組予定	各種申請書類の文面（お役所言葉）や記載項目、添付書類の簡素化等について見直しを進める。	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	規則・要綱の改正に合わせて見直す部分については、引き続き実施する。	
平成24年度の取組実績	規則・要綱の改正が必要なものについては、改正時期に合わせて見直しを行った。また、平成18年に行った各種申請書の敬称表示等の検討作業を行った以降に、新たに作成された申請書等についても確認を行った。	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	文面・記載事項の見直し	文面・記載事項の見直し	-	-	-
	変更後			文面・記載事項の見直し	文面・記載事項の見直し	見直し（継続）
	実績	文面・記載事項の見直し	文面・記載事項の見直し	文面・記載事項の見直し	文面・記載事項の見直し	見直し（継続）
	備考					
数値目標	指標	上段：文面の見直し件数 下段：記載事項の見直し件数				
	選定理由	申請書類等の簡素化の取り組みとして文面・記載事項の見直しを実施するため				
	目標	180件 116件	40件 100件	-	-	-
	変更後		94件 136件	29件 51件	29件 23件	
	実績	126件 80件	65件 85件	0件 28件	29件 23件	
	備考	平成23年度の目標の達成率は100%				
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	C	C	A	B
	理由	平成24年度取組予定については実施でき、取組目標についても実施できた。				
総評及び今後の方針		各種申請書等への押印や記載事項、敬称などについて、見直しが必要と判断したものの修正作業が概ね終了し目標を達成したことから、引き続き個別施策として取り組むものの、第6次行政改革実施項目からは除く。				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	33
担当課	総務部総務課

項目名	庁内事務文書の簡素・合理化	
現状と課題	<p>庁内の事務文書の簡素・合理化に向け、一人一台パソコン配置や文書管理システムの活用を進めてきた。また、宇治市文書等管理規則に基づき、文書の作成、施行、登録、保存、廃棄が適正になされるよう徹底を図ってきており、これらの取り組みにより、保存・保管スペースの抑制とペーパーレス化が進められてきた。</p> <p>今後も庁内LANによる庁内メールの活用を一層促進し、連絡事項・庁内文書等の削減・省略化に努めていく必要がある。また、保存期限が満了し廃棄する文書の取り扱いについて、個人情報を含んだ機密文書については、引き続き溶解処理による文書のリサイクル化を進めていくなど、個人情報に配慮した取り扱いが必要である。</p>	
計画期間の取組予定	<p>庁内事務において文書が担っている機能・役割を再点検するとともに、規則に基づいた文書作成、文書管理の基本を徹底・周知することにより、庁内の事務文書の簡素・合理化を進め、ペーパーレス化を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>引き続き庁内LANの運用により、文書の簡素化・合理化に取り組む。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>庁内メールシステム（掲示板、スケジュール管理等）の活用による連絡事項、庁内文書等の削減のほか、新規採用職員に対する文書管理の研修を実施することにより、宇治市文書管理規則に基づく適正な文書処理の徹底を図った。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	庁内文書の簡素・合理化	庁内文書の簡素・合理化	庁内文書の簡素・合理化	庁内文書の簡素・合理化	庁内文書の簡素・合理化
	変更後					
	実績	庁内文書の簡素・合理化	庁内文書の簡素・合理化	庁内文書の簡素・合理化	庁内文書の簡素・合理化	庁内文書の簡素・合理化
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	B	B	B	B
	理由	平成24年度の取組予定については実施でき、取組目標についても実施できた。				
総評及び今後の方針	庁内メールシステム（掲示板、スケジュール管理等）の活用による連絡事項・庁内文書等の削減や、宇治市文書管理規則に基づく適正な文書処理の徹底を図る中で、概ね目標を達成したことから、引き続き個別施策として取り組むものの、第6次行政改革実施項目からは除く。					個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	34
担当課	市長公室人事課

項目名	職員応援体制の活用促進	
現状と課題	<p>繁忙期における課・係の応援体制は、これまでから時間外勤務の縮減や効率的な事務執行などの点から、積極的に対応している。</p> <p>しかし、課を越えての事務の応援をする場合などは、現状では総合受付やイベントなどに限られている。こういった縦割りの弊害をなくし、より柔軟に、かつ迅速に応援できる組織にしていくため、応援体制を組む場合は、所属長の判断と指導力が求められるが、職員一人ひとりが職務の幅を広げやすい制度にしていくことも必要である。また、当該業務の経験者などに応援を求めるなど、課相互間の協力体制を整備することも重要である。職場の応援体制がより柔軟に取り組みめるよう、今後も工夫をしていく必要がある。</p> <p>参考：平成24年度応援体制実施事業 災害対応、選挙事務、花火大会、源氏ろまん、敬老会、戦没者追悼式、市民スポーツまつり、成人式、まなびんぐ等</p>	
計画期間の取組予定	今後も柔軟かつ迅速な職員応援体制による効率的な事務事業の執行に努める。	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	柔軟かつ迅速な職員応援体制による効率的な事務事業の執行に努める。	
平成24年度の取組実績	柔軟かつ迅速な職員応援体制による効率的な事務事業の執行に努めた。	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	応援体制実施	応援体制実施	応援体制実施	応援体制実施	応援体制実施
	変更後					
	実績	応援体制実施	応援体制実施	応援体制実施	応援体制実施	応援体制実施
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	B	B	B	B
	理由	平成24年度については、京都南部豪雨災害の発生により全庁を上げての応援体制を編成する必要があったが、各課の日常業務もあいまって、円滑な応援体制を確立するにいたらなかった。しかしながらその他の取組目標については例年通り実施できた。				
総評及び今後の方針		時間外勤務の縮減や効率的な事務執行の観点から、繁忙期には柔軟かつ迅速な応援体制を組んで対応してきた。今後は第6次行政改革実施項目からは除くものの、個別施策として取り組みを継続する。				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	2 - (3) -
項目番号	35
担当課	市民環境部環境政策室 ごみ減量推進課

項目名	ごみ減量化の推進	
現状と課題	<p>平成12年3月に策定した宇治市環境保全計画の中では、平成22年度までに市民1人1日当りのごみ排出量（家庭系可燃・不燃ごみ）を平成8年度実績の653.79gから100g減量し、553.79gとすることを目標としてきたが、市民啓発や分別収集などを進めた結果、平成19年度の実績は547.74gとなり目標を達成した。</p> <p>また、平成21年3月に策定した宇治市第2次ごみ処理基本計画では、平成30年度までに市民1人1日当りのごみ排出量（家庭系可燃・不燃ごみ）を平成19年度の実績からさらに8%削減し504gとするなどとした目標値を新たに掲げ、市民、事業者、行政の連携・協働により取り組みを進めることにしている。</p> <p>こうした状況の中で、指定ごみ袋に関しては、平成22年7月に宇治市廃棄物減量等推進審議会から、(1) 当面はごみ処理手数料を付加しない単純指定袋制による課題解決を目指すこと、(2) 城南衛生管理組合や構成市町と仕様などの統一も視野に入れながら調整を図ることが望ましい、との答申を受け、宇治市として具体的な導入方針の検討をした結果、平成24年6月から試行導入し、平成24年10月より完全導入を実施して、宇治市第2次ごみ処理基本計画で定めた削減目標を達成するため取り組みを進めている。</p>	
計画期間の取組予定	<p>指定袋制導入自治体の導入経過やその背景等を調査し、宇治市廃棄物減量等推進審議会の審議経過も踏まえながら、本市における有効な手法を明らかにしていく。また、市民に対しては、分別収集の徹底や3R((Reduce)発生抑制、(Reuse)再使用、(Recycle)再生利用)の促進などを啓発する。</p>	
部門別計画等	計画名称	宇治市第2次ごみ処理基本計画
	策定期間	平成21年3月
	計画期間	平成21年度から概ね10年間
	計画概要	<p>基本理念 「共生の環～未来のために循環型社会を目指して～」</p> <p>基本方針 市民、事業者、行政の連携・協働による3Rの推進、効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築、ごみの適正処理の推進</p>
平成24年度の取組予定	<p>指定ごみ袋制度市民説明会（第1期・第2期）を行い、平成24年6月1日には試行導入を実施し、平成24年10月1日には完全導入の実施をする。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>指定ごみ袋制度市民説明会（第1期：6会場421名・第2期：98団体3,053名）を行い、平成24年6月1日には試行導入を実施し、平成24年10月1日に完全導入を実施した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	検討	提言・方針決定	-	-	-
	変更後		答申・方針決定	答申・方針決定	方針決定	市民説明会 ・制度導入
	実績	諮問	審議	答申	方針決定	市民説明会実施 ・制度完全導入
	備考	平成24年度以降については、方針決定後に決定する				
数値目標	指標	家庭系ごみ（可燃・不燃） 1人1日当り排出量 （家庭系ごみ排出量 / 住民基本台帳・外国人登録人口） / 年間日数				
	選定理由	第2次ごみ処理基本計画の目標値の1つとなっているため				
	目標	563.03g	558.41g	553.79g	553.79g	553.79g
	変更後		531g	528g	525g	522g
	実績	533.82g	527.83g	519.34g	518.82g	504.34g
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度目標の達成率は平成8年度実績（653.79g）からの削減率で見ることとした。 119.97g/90.76g = 132.2% ・平成21年度以降の目標値は、平成30年度までの削減目標値を単純に年数で除した参考値である [（H30目標504g - H20実績534g） / 10年 = - 3g / 年] 				
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	A	B	B	A	A
	理由	平成24年度の取組予定については、実施できた。取組目標についても実施でき、数値目標についても達成した。				
総評及び今後の方針		ごみ減量化の推進のため取り組んできた指定ごみ袋制度については、平成24年10月に完全導入を果たした。また、直近5カ年の家庭系ごみの1人1日当りの排出量は順調に減少して推移していることから、ごみ減量化の推進は第6次行政改革実施項目からは除き、個別施策として取り組みを継続する。				個別施策 に移行

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	36
担当課	市民環境部文化自治振興課

項目名	集会所再生プランの策定	
現状と課題	<p>本市は、昭和40年代後半からコミュニティ施設の整備を進め、平成22年度末現在で130箇所（文化自治振興課所管分）の市立集会所を設置し、全市的に充足するまでに至ったことから、総合計画に基づく地域コミュニティ推進施策としての、集会所整備の所期の目的は果たした。</p> <p>今後は、市民と行政のパートナーシップという視点から、施設の維持管理運営での協働や、自主・自律を主体とした地域のコミュニティ活動をさらに進めるための施策展開が課題となってくる。</p> <p>このため、総合的な視点で集会所にかかる現行制度や方針を見直した集会所再生プランを策定し、公共的資源としての集会所の良好な維持管理運営に計画的に取り組むものである。</p>	
計画期間の取組予定	<p>集会所再生プランを策定し、プランに基づき集会所の良好な維持管理運営に計画的に取り組むとともに、地域コミュニティ活動のさらなる推進を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>集会所再生プランの実施に向けて一層の周知を図るとともに、使用貸借契約締結に向けて地元への説明と協議を行う。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>集会所再生プランの実施に向けて、鋭意、説明会を開催し、地域の理解を求めてきたが、受入態勢が十分とは言えない地域も多数存在することから、当初の平成25年4月1日の制度移行を見送ることになった。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	策定	調整	実施	実施	実施
	変更後		策定	策定	策定	実施準備
	実績	内部協議	内部調整	内部調整	策定	実施準備
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	D	D	D	A	D
	理由	当初予定していた平成25年4月1日に、制度移行することが出来なかった。				
総評及び今後の方針		地域の特性に応じた自由な集会所利用を促進し、地域住民の連帯と主体的な集会所運営を確立するとともに、民間集会所の支援を拡充し、集会所の有効活用を図ることにより地域コミュニティの再生を図るため、平成24年1月に集会所再生プランを策定した。今後は第6次行政改革実施項目からは除くものの、集会所再生プランの実施に向け、個別施策として取り組みを継続する。				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(3) 公共工事コストの縮減

体系番号	3 - (3) -
項目番号	37
担当課	建設総括室

項目名	公共工事コストの縮減	
現状と課題	<p>本市では厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し、効率的に社会資本整備を進めていくための指針として、平成11年6月に「宇治市公共工事コスト縮減対策行動計画」を策定した。本計画では、平成12年度までに、平成8年度対比で10%以上のコスト縮減を目指しており、これまで平成12年度、平成15年度、平成16年度の実績についてフォローアップ調査を行ったところ、それぞれ8.5%、7.5%、8.7%のコストが縮減されており、平成12年度から平成16年度までの5年間で約28億円の縮減効果が得られたと推計している。</p> <p>その後、平成17年度に京都府で策定された「公共工事コスト縮減新行動計画（後期計画）」や平成20年3月に策定された「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」等を踏まえ、本市においてもライフサイクルコストの観点や工事の時間的コストの観点など、新たな視点でコスト削減に取り組むための「(仮)宇治市公共事業コスト構造改善プログラム」を策定する必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>「宇治市公共事業コスト構造改善プログラム」を策定し、コスト縮減に取り組むとともに、定期的にその成果を明らかにしていく。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>宇治市公共事業コスト構造改善に関する行動指針に基づいたコスト縮減に取り組む、前年度より取組実施率を増加させる。又、取組実施率の低い分野や施策の課題や問題点の検討を行う。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>平成23年度からの継続した取り組みにより、取組実施率を増加させることができた。また、平成23年度の実績の検証、分野ごとの取組実施率や課題の整理を行い、更なる取組率の増加を目指し、新技術の積極的活用等を検討することとした。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	コスト縮減	コスト縮減	コスト縮減	コスト縮減	コスト縮減
	変更後		効果検証 計画策定	コスト構造改善 プログラム策定	コスト構造改善 プログラム策定	コスト縮減 検証
	実績	検討	検討	検討	策定	実施
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	C	C	A	A
	理由	平成24年度の取組予定については、取組実施率を増加させることができ、概ね達成することができた。				
総評及び今後の方針		平成23年10月「宇治市公共事業コスト構造改善に係る行動指針」を策定、実施し、平成24年度には前年度の取組実施率（40%）と比較して取組実施率を増加（43%）させることができ、概ね目標を達成した。今後は第6次行政改革実施項目からは除くものの、個別施策として取り組みを継続する。				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(3) 公共工事コストの縮減

体系番号	3 - (3) -
項目番号	38
担当課	総務部契約課

項目名	入札制度の適正化	
現状と課題	<p>本市では入札における透明性、客観性、競争性を高めるため常に入札状況の検証を行い、その制度及び手続きの継続した改革に取り組んできた。</p> <p>公共工事の入札に関しては平成13年2月に「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」が施行され、入札及び契約の基本事項である「契約の過程及び内容の透明性の確保」「公正な競争の確保」「談合等不正行為の排除」「工事の適正な施行確保」に向けた措置を順次行うこととされたことから、本市においても法の趣旨に基づき様々な改革を行い適正な制度の構築に努めてきた。</p> <p>その結果、多くの入札に関する情報が公開されており、また一定の条件を付すだけで広く参加業者を募る公募型の入札を、ほぼ全ての案件で導入しており、透明性、客観性、競争性の確保に努めているところである。</p> <p>しかし、入札制度は運用状況の継続したチェックが必要であり、今後も引き続き適正な入札制度の構築に向けた取り組みを進めていく。</p> <p>参考：平成24年度平均落札率 工事 87.0% コンサルタント 76.6% 物品 88.5% 役務 93.1%</p>	
計画期間の取組予定	<p>総合評価一般競争入札等の多様な入札方法の導入について検討を行い、引き続き適正な入札執行を推進するための取り組みを実施していく。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定期間 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>総合評価競争入札、工事成績優良業者参加対象入札を引き続き実施する。地域に貢献する建設業者を守り育成するため、地域貢献を重視した入札の導入を検討し、準備が出来次第試行的に発注することを予定している。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>総合評価競争入札2件、工事成績優良業者参加対象入札(工事評定点70点以上を付与された優良業者を対象とした入札)5件を実施した。なお、地域貢献を重視した入札として、総合評価競争入札の評価項目の中で反映させた。また、より適正な価格での契約の推進のため、ランダム係数を用いた最低制限価格の試行を実施した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	制度改正	制度改正	制度改正	制度改正	制度改正
	変更後					
	実績	制度改正	制度改正	制度改正	制度改正	制度改正
	備考	前年度の状況を踏まえて、毎年度必要に応じて制度改正を行う				
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	A	A	A	A	A
	理由	平成24年度の取組予定については、ほぼ実施できた。取組目標についても実施でき、緊急の対策として、制度改革を年度途中に実施した。				
総評及び今後の方針		前年度の状況を踏まえて、毎年度必要に応じて制度改正を行ってきた。今後も制度の継続的な見直しが必要なことから、第6次行政改革実施項目として引き続き取り組みを継続する。				継続

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(3) 公共工事コストの縮減

体系番号	3 - (3) -
項目番号	39
担当課	総務部契約課

項目名	入札・契約のIT化の推進	
現状と課題	<p>本市では入札の透明性を高め、入札参加者の利便性の向上を図るため、インターネットを活用し入札に関する情報を提供している。その内容は、年間発注予定情報、入札参加募集案内、指名情報、入札結果、登録業者情報となっており、また、入札参加資格審査申請書類等のダウンロードを可能としている。</p> <p>電子入札については、現在ほとんどの都道府県で実施されており、京都府でも平成19年度から全面実施となっている。本市単独での導入となると多額の投資が必要であることから、京都府の電子入札システムを府下の自治体間で共同活用することも検討され、平成22年12月からの利用が可能となった。事務の効率化や談合防止に有効であることから、導入手法、費用対効果など総合的な観点から検討を進め、京都府の電子入札システムの市町村向け共同利用を活用することとし、平成23年度から一部導入しその実証結果から拡大することとした。</p>	
計画期間の取組予定	<p>インターネットを活用した入札及び契約情報の提供等を継続して進めていくとともに、電子入札については導入について総合的な検討を進め方針を決定していく。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>インターネットを活用した情報提供に取り組む。また、電子入札の一部導入の結果、提出書類の電子化に伴い入札参加業者の負担が軽減されること、設計図書のネット配信によるコストの縮減、事務の迅速化などのメリットが実証されたため、工事、コンサル分野での利用拡大を図るとともに、物品、役務分野の適用について検討していく。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>インターネットを活用した情報提供に取り組むとともに、電子入札については、工事、コンサル分野において利用の拡大を実施した。物品、役務分野の適用について検討した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	研究・検討 情報提供	方針決定 情報提供	-	-	-
	変更後			方針決定 情報提供	電子入札一部導入 情報提供	電子入札利用拡大、検討 情報提供
	実績	研究・検討 情報提供	研究・検討 情報提供	方針決定 情報提供	電子入札一部導入 情報提供	電子入札利用拡大、検討 情報提供
	備考	上段は電子入札、下段はインターネットを活用した情報提供 電子入札については平成23年度の試行導入の結果を検証した結果、利用拡大することとした。				
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	C	A	A	A
	理由	平成24年度の取組予定については、ほぼ実施できた。その中で、電子入札の物品・役務分野の適用について検討はしているが、工事・コンサルの実証結果の分析にまで至っていないこともあり、結論は出ていない。取組目標については実施できた。				
総評及び今後の方針		インターネットを活用した入札及び契約情報の提供等を継続して進めてきた。また、電子入札については、平成23年度から一部導入し、その後利用の拡大を図ってきた。今後も継続的な見直しが必要なことから、第6次行政改革実施項目として引き続き取り組みを継続する。				継続

3.効率的で効果的な行財政運営
 (4) 外郭団体の健全経営

体系番号	3 - (4) -
項目番号	40
担当課	建設部用地課

項目名	土地開発公社の経営健全化	
現状と課題	<p>宇治市土地開発公社の今後のあり方について、平成17年5月に「宇治市土地開発公社業務運営等検討委員会」を設置し、検討を行ってきた。平成18年4月には、検討結果について報告書の形で提言された。</p> <p>その中で、土地開発公社については存続させること、人員削減を行なうこと、また、保有土地(平成17年度末現在で、面積にして10,842㎡、簿価にして約30億円)について(ア)早急に市に買い取りを求めるもの、(イ)事業化まで当面公社で保有し活用を図るもの、(ウ)当面公社保有のまま代替地・売却を図るもの、(エ)年賦償還中のものに分類し、それぞれの活用について方向性が示された。また、3年後を目途に同委員会の報告が実現できているか検証を行う必要があるとされている。</p> <p>その後、最大の課題の一つであった近鉄大久保駅前交通広場用地(簿価約14億円)については、近鉄大久保駅前交通広場整備事業の本格実施により、市に買い取られる目途がついたが、その他の土地についても計画的に整理していく必要がある。しかし、市が買い取るとしても財政的な裏づけ、土地利用計画、都市計画道路の見直しなど多くの課題の解決が必要となる。特に、市の債務負担行為の設定(後年度市が買収する確約)がされていない用地については、平成21年度、経理基準要綱の改正により、一部用地の評価額替えを行ない、簿価は減少したが、一方、特別損失の土地評価損を計上することになり、これらの対策が課題と考えられる。</p>	
計画期間の取組予定	<p>宇治市土地開発公社業務運営等検討委員会からの提言を踏まえ、本市の財政計画とも整合を図った「宇治市土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定し、本計画に基づいた買い取りを進めていくとともに、売却等を進め土地開発公社の経営健全化に努める。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>「宇治市土地開発公社の経営の健全化に関する計画」に基づき、保有土地の活用処分を行い、経営の健全化に努める。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>「宇治市土地開発公社の経営の健全化に関する計画」に基づき、保有土地の「近鉄大久保駅前交通広場用地(その1)」などの売却を行い、保有土地の削減に努めた。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	計画策定 公社土地買取	公社土地買取	公社土地買取	公社土地買取	公社土地買取
	変更後		計画策定 公社土地買取			
	実績	公社土地買取	計画策定 公社土地買取	公社土地買取	公社土地買取	公社土地買取
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	A	A	A	A
	理由	平成24年度の取組予定については、実施ができた。取組目標についても実施ができた。				
総評及び今後の方針		<p>「宇治市土地開発公社の経営の健全化に関する計画」に基づき、平成22年度から知的障害者福祉施設建設用地・近鉄大久保駅前交通広場用地(その1)・西川原土地・宇治淀線土地などの保有土地を計画どおり処分をして、保有土地の削減を図った。 今後は「公社等の経営健全化」に統合し、第6次行政改革実施項目として引き続き取り組みを継続する。</p>				継続

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営
 (4) 外郭団体の健全経営

体系番号	3 - (4) -
項目番号	4 1
担当課	市民環境部文化自治振興課 市民環境部環境政策室環境企画課 市民環境部環境政策室ごみ減量推進課 健康福祉部健康増進室健康生きがい課 都市整備部公園緑地課 教育部生涯学習課

項目名	公社等の経営健全化	
現状と課題	<p>本市が全額出資を行っている財団法人は(財)宇治市文化センター、(財)宇治市霊園公社、(財)宇治廃棄物処理公社、(財)宇治市福祉サービス公社、(財)宇治市公園公社、(財)宇治市野外活動センターの6団体があり、(財)宇治廃棄物処理公社及び介護保険事業者として業務を行っている(財)宇治市福祉サービス公社以外は、公共施設の管理・運営を主たる業務としている。</p> <p>平成18年度から平成21年度までの間の指定管理者選定時には、公募による選定を行わず指名により施設の指定管理者となり、次期指定期間における指定管理者の選定手続では、原則公募により選定していく予定となっていたが、公益法人制度の改革に伴い、公益法人認定の取り組みを行うことを前提に、平成23年度までの2年間については、非公募で指定管理者に選定することとした。その後、平成23年度には、文化会館、有料公園等、総合野外活動センターの今後の指定管理者の指定方法について検討を行い、検討結果に基づき非公募で指定管理者の選定を行った。</p> <p>参考：各財団法人が指定管理者として管理している公共施設 (財)宇治市文化センター：文化会館 (財)宇治市霊園公社：天ヶ瀬墓地公園、斎場 (財)宇治市福祉サービス公社：西小倉地域福祉センター、東宇治地域福祉センター、広野地域福祉センター (財)宇治市公園公社：植物公園、黄檗公園、西宇治公園、東山公園、巨椋ふれあい運動ひろば (財)宇治市野外活動センター：総合野外活動センター</p>	
計画期間の取組予定	各財団法人に対し、現況把握や経営分析等、経営改善に向けた取り組みを促進させるよう指導を行う。	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成24年度の取組予定	旧民法法人の一般または公益法人への移行に向けた取り組みを通じて、組織の公益性を明らかにするとともに、独立した組織として自立性を高め、また、自己経営評価等の取り組みにより、より健全で透明性を高めた法人運営が図られるよう調整する。	
平成24年度の取組実績	3公社においてに一般財団法人移行に向けての具体的な取り組みを行い、成25年4月に移行をした。また、より健全で透明性を高めた法人運営に向け、市が1/4以上出資する法人に義務付けた自己経営評価の報告を受けた。	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	公社経営改善	公社経営改善	公社経営改善	公社経営改善	公社経営改善
	変更後					
	実績	公社経営改善	公社経営改善	公社経営改善	公社経営改善	公社経営改善
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	B	A	A	A
	理由	平成24年度の取組予定については、実施できた。取組目標についても実施できた。				
総評及び今後の方針		<p>3公社において公益法人認定取得に向けての具体的な取り組みの結果、3公社が公益財団法人へ移行、3公社が一般財団法人への移行に向けた取り組みを行った。また、より健全で透明性を高めた法人運営に向け、市が1/4以上出資する法人に義務付けた自己経営評価の報告を受けた。</p> <p>今後も継続的な見直しが必要なことから、第6次行政改革実施項目として引き続き取り組みを継続する。</p>				継続

第5次行政改革実施計画

4.民間活力の活用

(1) 民間委託等の推進

体系番号	4 - (1) - 1
項目番号	42
担当課	健康福祉部子育て支援室保育課

項目名	保育所の民営化	
現状と課題	<p>本市では平成15年9月に「今後の保育所運営について」と「当面の保育所民営化推進について」を策定し、効率的な保育所運営の推進と総合的な子育て支援施策の充実を図ることを目的として公立保育所の民営化を進めていくこととした。この中では中期的な展望として、平成22年度までに、公立保育所9園のうち数カ所の保育所の民営化を検討することとしていた。</p> <p>この方針を踏まえ、平成16年4月に「保育所民営化第1次実施計画」を策定した。本計画に基づき、平成17年度から北小倉保育所が廃止され、北小倉こひつじ保育園が開設されることとなった。また、民営化に伴い節減された人員や財源を活用し、公立保育所の定員の拡大や子育て支援基幹センターの体制充実など子育て支援施策の充実を行った。</p> <p>平成18年11月には、「第1次公立保育所民営化の検証」を策定し、民営化を進めていく中で判明した市民・保護者等への周知方法や時期、民営化の条件や移管法人の選考に関する課題について検証を行っている。</p> <p>平成20年6月には、新たな公立保育所の民営化に向けた実施計画となる「保育所民営化第2次実施計画」を策定し、本計画に基づき、榎島保育園を廃止し、平成23年4月に榎島ひいらぎ保育園を開園することとなった。</p>	
計画期間の取組予定	<p>「保育所民営化第2次実施計画」を策定し、保育所の民営化に取り組むとともに、子育て支援策の充実を図る。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定時期 計画期間 計画概要</p>	<p>保育所民営化第2次実施計画 平成20年6月 平成20年6月～平成23年4月 公立保育所の民営化及び総合的な子育て支援施策の充実</p>
平成24年度の取組予定	<p>保育制度に大きな影響を与える「子ども・子育て新システム」に関する国の動向を見据えながら、保育所運営の効率化を図るため、保育所の民営化等を引き続き検討していく。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>子ども・子育て3法の成立など、国の動向を見ながら、保育所運営の効率化を図るための保育所の民営化について検討を行ってきた。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	民営化推進	民営化推進	民営化推進	-	-
	変更後		移管先法人決定 用地造成	引継開始 用地造成 施設建設	新保育園開園	検討
	実績	計画策定 民営化推進	移管先法人決定	引継開始 用地造成 施設建設	新保育園開園	検討
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	A	B	A	A	C
	理由	子ども・子育て3法が成立したが、制度運営や基準についての詳細な内容は明らかになっていない中で、公立保育所の在り方について具体的な検討に入るには至らなかった。				
総評及び今後の方針		榎島保育所を民営化するとともに、平成22年に2箇所（第2登り・のぞみ）、平成24年度に1箇所（みんなのき）の民間保育園の新設を行い、民間活力を利用した待機児童対策を実施した。 今後は、第6次行政改革実施項目「民営化・民間委託化の推進」に統合し、引き続き取り組みを継続する。				統合

4.民間活力の活用

(1)民間委託等の推進

体系番号	4 - (1) -
項目番号	43
担当課	教育部学校教育課

項目名	学校給食調理業務の民間委託化	
現状と課題	<p>本市では小学校22校のうち、山間地にある笠取小学校及び笠取第二小学校の2校を除く20校において、自校方式による給食調理を行っている。各学校では、食数（児童・教職員数）に応じて、450食までは3人体制、700食までは4人体制、900食までは5人体制で調理員の配置を行ってきた。</p> <p>学校給食調理業務の民間委託については、平成12年度から導入しており、平成24年度からは小学校20校のうち14校で実施している。</p> <p>民間委託を推進していくための方針として、平成20年度から平成24年度までを計画期間とする「第2次学校給食調理民間委託の実施方針」を平成19年度に策定し、本方針に基づき学校給食調理民間委託を推進してきた。</p> <p>平成24年度に「第2次学校給食調理民間委託の実施方針」の総括をし、本市の学校給食業務の水準を維持した上で運営の合理化を継続するには、長年の継続的な経験からの給食調理における専門知識・技術を持つ直営校と、企業間競争の中、高い調理技術や能力を獲得している民間委託校との併存は不可欠であり、市調理職員の定年退職予定年次等を踏まえ、平成32年度までの間、給食実施校20校について直営校6校・委託校14校の体制を維持することとした。</p> <p>ただし、学校数の変動等状況が大幅に変更となった際には、直営校・委託校の体制について随時検討を行う必要があるとした。</p>	
計画期間の取組予定	「第2次学校給食調理民間委託の実施方針」に基づき、学校給食調理業務の民間委託化を推進する。	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	第2次学校給食調理民間委託の実施方針 平成19年11月 平成20年度～平成24年度 委託化を進め、職員の削減目標数を、最大平成27年度までの定年退職者予定数29名に設定
平成24年度の取組予定	平成24年4月から木幡小学校（4人体制校）の学校給食調理業務を民間委託するとともに、第2次学校給食調理民間委託の実施方針について総括し、以後の方針を決定する。	
平成24年度の取組実績	平成24年4月から木幡小学校（4人体制校）の学校給食調理業務を民間委託した。又、第2次学校給食調理民間委託の実施方針について総括し、以後の方針を決定した。	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施
	変更後					
	実績	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施
	備考					
数値目標	指標	学校給食調理業務の委託学校数				
	選定理由	学校給食調理業務の委託化を目的としているため				
	目標	3校	-	-	-	-
	変更後		1校	1校	1校	1校
	実績	3校	1校	1校	1校	1校
	備考	目標の達成率は100%				
効果額	目標	45,020千円	-	-	-	-
	変更後		15,840千円	15,840千円	9,580千円	15,840千円
	実績	45,131千円	17,871千円	18,840千円	10,957千円	15,908千円
	備考	目標の達成率は100.4% 効果額の積算は人件費 - 委託料 - 栄養士人件費				
評価欄	評価	A	A	A	A	A
	理由	平成24年度の取組予定については実施できた。取組目標についても実施でき、数値目標も達成し、効果額も目標を達成した。				
総評及び今後の方針		平成20年度から平成24年度までを計画期間とする「第2次学校給食調理民間委託の実施方針」に基づき、学校給食調理民間委託を推進してきた。平成20年度から24年度で新たに7校を委託し、市調理職員数は14人の減員となり、財政効果額として108,707千円を達成できた。 今後は、第6次行政改革実施項目「民営化・民間委託化の推進」に統合し、引き続き取り組みを継続する。				統合

4.民間活力の活用

(1) 民間委託等の推進

体系番号	4 - (1) -
項目番号	44
担当課	市民環境部環境政策室事業課

項目名	可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化	
現状と課題	<p>本市の清掃事業は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶・ビン・ペットボトル・発泡トレー類等）、古紙類、乾電池、廃家電などに分類して収集を行っている。これまで積極的に民間委託等を進めてきており、現在、直営で収集を行っているのは、可燃ごみ、乾電池（可燃ごみ収集時に回収）、缶、臨時ごみ、事業所ごみ、山間地ごみと一部の古紙類等となっている。また、平成21年度からは福祉サービスとして「ふれあい収集」も開始し、市民の好評を得ているところである。直営で行っている収集体制は、可燃ごみの週2回収集、ふれあい収集など、塵芥車等28台の体制で行っている。また、水曜日については、空き缶収集などを行っている。</p> <p>可燃ごみの収集・運搬業務については、他市においても積極的に民間委託化が進められてきている。本市においても平成19年度には今後の民間委託化に向けた基本方針となる「今後の清掃事業について - 可燃ごみの収集・運搬業務の民間委託に向けて - 」を策定したところであり、今後もこの基本方針に基づき、可燃ごみ収集・運搬業務の委託化に向けた取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>また、委託化によって市民サービスの低下にならないように、民間受託事業者の技術水準の維持・向上の検証・指導が課題となってくる。</p>	
計画期間の取組予定	<p>「今後の清掃事業について - 可燃ごみの収集・運搬業務の民間委託に向けて - 」に基づき、委託化を推進していくとともに、市民サービスの低下を招かないよう受託業者に対して適切に指導を行っていく。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定時期 計画期間 計画概要</p>	<p>今後の清掃事業について - 可燃ごみの収集・運搬業務の民間委託に向けて - 平成20年1月 平成20年度～平成29年度(第1次民間委託計画期間) 退職者が3名になる毎に塵芥車1台分を委託する。3名に満たない場合は囑託の対応とする。</p>
平成24年度の取組予定	<p>平成24年4月1日より塵芥車1台(4台目)の民間委託を実施する。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>計画（『今後の清掃事業について - 可燃ごみの収集・運搬業務の民間委託に向けて - 』）に沿って、平成24年4月から塵芥車1台（4台目）の民間委託を実施した。また、次年度に向けた調整ができた。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施
	変更後					
	実績	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施
	備考					
数値目標	指標	民間委託する塵芥車の台数				
	選定理由	民間委託が塵芥車単位で実施されるため				
	目標	1台	-	-	-	-
	変更後		1台		1台	1台
	実績	1台	1台		1台	1台
	備考					
効果額	目標	4,444千円	-	-	-	-
	変更後		10,358千円		9,000千円	9,005千円
	実績	13,167千円	10,358千円		9,000千円	8,322千円
	備考	効果額の積算は人件費 + 車両経費 - 委託料				
評価欄	評価	A	A	A	A	A
	理由	平成24年度 of 取組予定については実施でき、取組目標についても実施できた。				
総評及び今後の方針		平成20年度から塵芥車の民間委託化を図り、現在塵芥車4台を民間委託している。今後は、第6次行政改革実施項目「民営化・民間委託化の推進」に統合し、引き続き取り組みを継続する。				統合

第5次行政改革実施計画

4.民間活力の活用

(1)民間委託等の推進

体系番号	4 - (1) -
項目番号	45
担当課	教育部生涯学習課

項目名	各種スポーツ教室・大会の委託化・補助事業化	
現状と課題	<p>宇治市教育委員会では、各種スポーツ教室やスポーツ大会の主催をしてきているが、各関係団体等の運営が軌道に乗った段階で、それぞれの教室や大会を委託化・補助事業化し、3年経過後からはそれぞれの団体の独自事業として運営されるよう育成・指導を行なっている。これまで、卓球、バドミントン、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、オリエンテーリング等の教室・大会について委託化・補助金化を行ってきた。</p> <p>平成21年度には、ニュースポーツ教室（平成23年度から「レッツニュースポーツ」に名称変更）、ニュースポーツひろば、ショートテニス大会、ファミリーバドミントン大会、市民駅伝競走大会、市民スポーツまつりの6事業を宇治市教育委員会で主催していたが、平成22年度では、そのうちショートテニス大会について、総合型地域スポーツクラブNPO法人東宇治スポーツへ委託する方向で調整を図り、平成23年度に同クラブへ委託した。</p> <p>今後引き続き他の事業についても宇治市スポーツ振興計画を十分に踏まえるとともに、総合型地域スポーツクラブ等との連携を図り、委託化、補助事業化等していく必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>宇治市教育委員会が主催しているスポーツ教室・大会について、関係団体等との調整を行ない、委託化、補助事業化を推進していくとともに、団体の自主性・自立性が高まるよう指導・助言を行なう。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定時期 計画期間 計画概要</p>	<p>宇治市スポーツ振興計画（ASEプラン） 平成21年3月 平成21年度～平成30年度 生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備推進、「豊かなスポーツライフの実現」</p>
平成24年度の取組予定	<p>宇治市スポーツ振興計画を踏まえる中で、関係団体と委託化、補助事業化の可能性、実施時期、実施手法などについて継続して調整を行う。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>23年度に引き続き、ショートテニス大会をNPO法人東宇治スポーツクラブに委託した。平成26年度からの自主事業化に向けて同クラブと調整を行った。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	委託化・補助事業化調整	委託化・補助事業化実施	委託化・補助事業化実施	委託化・補助事業化実施	-
	変更後					委託化・補助事業化実施
	実績	委託化・補助事業化調整	委託化・補助事業化調整	委託化・補助事業化調整	委託化実施	委託化実施
	備考					
数値目標	指標	委託化・補助事業化実施事業数				
	選定理由	委託化・補助事業化を本行革項目に掲げているため				
	目標	-	1事業	1事業	1事業	-
	変更後					1事業
	実績		0事業	0事業	1事業	0事業
	備考					
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	C	C	A	B
	理由	平成24年度の取組予定については、ほぼ実施できたが、新たに委託した事業はない。				
総評及び今後の方針		平成23年度に市民ショートテニス大会をNPO法人東宇治スポーツクラブに委託した。今後も関係団体の支援を行い、市教委の事業を実施してもらえる体制が整った時点で事業の委託化、補助金化を図るよう、引き続き取り組みを続けていく必要があることから、第6次行政改革実施項目「市民・NPO・大学等と行政との協働の推進」に統合し、引き続き取り組みを継続する。				統合

4.民間活力の活用

(1)民間委託等の推進

体系番号	4 - (1) -
項目番号	46
担当課	健康福祉部子育て支援室 こども福祉課

項目名	放課後児童健全育成事業の推進	
現状と課題	<p>近年、共働き家庭の増加や女性の社会進出等社会状況の変化に伴い、育成学級に対するニーズは高まっており、通級児童数は年々増加傾向にある。</p> <p>本市の育成学級は小学校1年生から4年生までを対象としており、山間地域にある笠取小学校、笠取第二小学校を除く20の小学校敷地内において、1,668名の児童を80名の指導員により保育を行っている。総定員1,810名には至っていないものの、個々の学級の状況を見ると、宇治、南部、神明育成学級において待機児童が発生している状況にある。また、保護者の就労を支援し子どもたちの放課後健全育成を担う育成学級の充実を図るため、平成19年度から開設時間を17時から18時30分までに延長して保育を実施している。</p> <p>また、保育園の卒園児等を対象として、児童の保育を実施している社会福祉法人もある。現在は、木幡地区にある「のぼり児童園」、小倉地区にある「南浦保育園」「北小倉こひつじ保育園」、槇島地区にある「いずみ保育園」、菟道地区にある「三室戸保育園」で実施されている。</p> <p>今後、公立の育成学級と民間で行われている保育等における、それぞれの課題やメリット・デメリットについて、情報交換、連携を深めていく中で、より良い子育て環境の整備に努めていく必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>育成学級での保育内容の充実・指導員の資質の向上を図っていくとともに、社会福祉法人等との連携について検討していく。</p>	
部門別計画等	計画名称	宇治市児童育成計画
	策定時期	平成22年3月
	計画期間	平成22年度～平成26年度
	計画概要	子どもと子育て家庭への支援施策を推進するための総合的指針。
平成24年度の取組予定	<p>育成学級での保育内容の充実・指導員の資質向上については、さらに強化を図り取り組んでいく。社会福祉法人との連携については、運営面・安全面からの検討をはじめ、その他具体的な手法を含めた検討を行い、実施可能性について最終的な結論を導くための取り組みを行う。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>保育内容の充実と指導員の資質向上を図るため、引き続き多くの指導員向け研修を実施した。</p> <p>社会福祉法人との連携については、社会福祉法人における放課後児童健全育成事業の状況について調査を実施し、現状把握を行った。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	研究	検討	方針決定	-	-
	変更後				検討	方針決定
	実績	研究	研究	検討	検討	検討
	備考	社会福祉法人との連携について研究・検討・方針決定を行う				
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	C	C	C	C
	理由	保育内容充実と指導員資質向上に資する研修は実施できた。社会福祉法人との連携については、児童数や指導員の就労状況、利用手続きなどの実態を把握することができたものの、方向性についての十分な検討が行えず、取組目標については実施できなかった。				
総評及び今後の方針		保育内容の充実と指導員の資質向上に資する研修は継続して実施した。社会福祉法人との連携の検討については、各法人が独自に事業を実施しているため、各法人の運営実態などの把握に止まり、市としての方向性については十分な検討が行えず、方針決定までには至らなかった。今後は、第6次行政改革実施項目からは除くものの、個別施策として取り組みを継続する。				個別施策に移行

4.民間活力の活用

(1) 民間委託等の推進

体系番号	4 - (1) -
項目番号	47
担当課	政策経営部行政改革課

項目名	各種団体等の事務局の移管	
現状と課題	<p>本市では、各種団体等の事務局を当該団体を所管する担当課に設置している場合があり、平成21年度末現在、継続的に活動を行っている、市から補助金等を受けているなど一定の基準を満たしている団体で、事務局を担当課に設置しているものが7課に9団体ある。</p> <p>事務局の設置については、団体の設立経過や運営能力等を鑑み、団体育成の観点から設置してきたものと考えられるが、一つには、民間活力の活性化の視点、各種団体の自主性、自立性を確保する面から、もう一つには行政のスリム化の視点、真に行政職員が担うべき業務かどうか、税負担で取り組むべき内容かという面から、一定育成が進んだ団体については、当該団体へ事務局事務を移管していく必要がある。</p> <p>これまで、移管の取り組みについて各課が関係団体との協議及び課題整理等を行うなかで推進を図ってきたが、各団体の設置目的・設立経過等を考慮すると市に事務局を置くことが適当とする意見が多数を占めており、移管については厳しい状況にある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>団体の活動内容、団体予算に占める市からの補助金の割合、団体の事務処理能力などについて総合的に判断し、適当と認められる団体について移管に向けた調整を行う。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>引き続き各団体の事務処理能力、体制等についての状況把握に努め、継続して移管の可能性について検討を進める。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>各団体の事務処理能力や体制等について概ね把握できたが、事務局移管の推進は図れなかった。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	調整	-	-	-	-
	変更後		調整	検討	検討	検討
	実績	調整	調整	検討	検討	検討
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	C	C	C	C
	理由	平成24年度の取組予定については十分な取り組みが出なかった。取組目標についても十分取り組めなかった。				
総評及び今後の方針		各団体の活動内容、事務処理能力、体制等について調査を実施し、事務局移管について推進を図ってきたが、各団体の設置目的・設立経過等を考慮すると市に事務局を置くことが適当とする各課からの意見が多数で、移管については厳しい状況にある。しかし、今後も、総合的に判断し適当と認められる団体について移管に向けた調整を行っていく必要があるため、第6次行政改革実施項目からは除くものの、個別施策として取り組みを継続する。				個別施策に移行

4.民間活力の活用

(2) 指定管理者制度等の拡充

体系番号	4 - (2) -
項目番号	48
担当課	政策経営部行政改革課

項目名	指定管理者制度の拡充	
現状と課題	<p>本市では平成17年2月に「指定管理者制度導入のための指針」を策定し、本指針に基づき平成18年4月1日より、これまで管理委託制度をとっていた42の公共施設について指定管理者制度を導入した。</p> <p>指針においては、管理委託制度をとっていた施設以外（直営施設）についても、順次指定管理者制度に切り替えていくことが明記されていたため、平成18・19年度の2ヶ年にわたり公共施設運営検討委員会を設置し、699の施設について今後の管理運営のあり方について検討を行い、その結果を平成20年2月に報告書として取りまとめた。この中で管理運営形態を直営から指定管理者に変更するものや、指定管理者制度においても非公募から公募に切り替えるものなどについて意見が出された。</p> <p>平成20年度には、公共施設運営検討委員会での論議や国における公益法人改革を踏まえ、「公の施設の管理運営形態について」で今後の方針を明らかにした。</p> <p>平成21年度にはこの方針に基づき、近鉄大久保駅前広場整備のため、閉鎖を予定している近鉄大久保駅前駐車場を除いた41の公共施設について平成22年度からの第2回目の指定管理者の指定を行った。</p> <p>平成23年度には(財)宇治市文化センター、(財)宇治市公園公社、(財)宇治市野外活動センターが果たす役割と効果の検証を行った結果、非公募により各公社を指定管理者に指定した。指定管理者の選定時には、公共施設運営検討委員会からの報告書を踏まえた施設管理の方法についての方針に基づき選定を行う。</p>	
計画期間の取組予定	<p>次期指定管理者の選定時には、公共施設運営検討委員会からの報告書を踏まえた施設管理の方法についての方針に基づき選定を行う。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定時期 計画期間 計画概要</p>	<p>指定管理者制度導入のための指針 平成17年2月</p> <p>指定管理者導入に向けた基本的な考え方、選定等の基準</p>
平成24年度の取組予定	<p>「公の施設の管理運営形態について」に基づき管理運営方策の検討を行う。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>公共施設運営検討委員会からの報告書を踏まえた「公の施設の管理運営形態について」に基づき、近鉄大久保駅前自動車駐車場の指定管理者の選定を行った。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	方針決定	指定管理者選定手続	-	-	-
	変更後			検討	指定管理者選定手続	検討
	実績	方針決定	指定管理者指定	検討	指定管理者選定手続	検討・指定管理者指定
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	B	B	B	B
	理由	近鉄大久保駅前自動車駐車場の指定方法について検討を行い、指定管理者の指定を行った。				
総評及び今後の方針		平成20年度に「公の施設の管理運営形態について」で示した方針を踏まえ、指定管理者の指定を行った。その後、平成23年度には、文化会館、有料公園等、総合野外活動センターの今後の指定管理者の指定について検討を行い、その検討結果に基づき、指定管理者の選定を行った。現在、42の公共施設について指定管理者制度による施設管理を行っている。今後は、第6次行政改革実施項目「公の施設の適正な管理」に変更し、引き続き取り組みを継続する。				継続

第5次行政改革実施計画

4.民間活力の活用

(2) 指定管理者制度等の拡充

体系番号	4 - (2) -
項目番号	49
担当課	政策経営部行政改革課

項目名	P F I の活用検討	
現状と課題	<p>本市ではまだPFI*の導入事例はない。 これまでは他団体における事例研究に努めるとともに、仮想事例としていくつかの事業についての適用可能性を研究してきたが、具体的な検討には至っていないところである。 PFIについては、規模の大きな建設事業等においてその効果が発揮されるとともに、以降の管理運営においてもその効果が発揮されるものと考えられる。 ただし、その準備にはアドバイザー委託料等ある程度の経費が必要となるため、そのことを踏まえて検討することが必要であり、準備費用・建設費用・管理運営費用をトータルしたライフサイクルコストで既存手法との比較検討を行っていく必要がある。</p> <p>*PFI(Private Finance Initiative)とは、民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。</p>	
計画期間の取組予定	<p>大規模な建設事業計画等において、構想段階での比較検討を行い、事業手法として適性が認められれば積極的な導入を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>先進事例の研究に努めるとともに、大規模な建設事業計画等の予定があれば、構想段階での比較検討を行い、事業手法として適性が認められれば積極的な導入を図る。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>PFIの導入の検討を要する大規模な建設事業計画がなかったため、具体的な取り組みはなかった。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	検討	検討	検討	検討	検討
	変更後			研究・検討	研究・検討	研究・検討
	実績	検討・研修会	研究	研究	研究	研究
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	B	C	C	C	C
	理由	平成24年度の取組予定について実施したが、具体的な取り組みには至らなかった。				
総評及び今後の方針		計画期間中には、PFIの導入の検討を要する大規模な建設事業計画がなかったため、具体的な取り組みはなかった。今後は、第6次行政改革実施項目からは除くものの、個別施策として取り組みを継続する。				個別施策に移行

第5次行政改革実施計画

4.民間活力の活用

(3) 市民・NPO等との協働

体系番号	4 - (4) -
項目番号	50
担当課	市長公室広報課

項目名	パブリックコメントの活用促進	
現状と課題	<p>行政の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図る観点などから、計画策定時などにパブリックコメント制度（市民意見提出手続き）を導入する自治体が増加している。</p> <p>本市においても平成16年度4件、平成17年度2件、平成18年度8件、平成19年度3件、平成20年度7件、平成21年度3件と部門別計画策定・改定時などにパブリックコメントを実施してきた。このように各部局においてパブリックコメントが一定定着の傾向にあるものの、どのような計画を対象に実施するのか、適切な募集期間や意見の反映・公表方法等などは、各部局の判断に委ねていた。</p> <p>このため、これらの基準を示すものとして、平成21年度に「宇治市パブリックコメント手続に関する指針」を策定し、平成22年4月1日から施行している。パブリックコメントを実施する場合は、本指針に基づき、適切に実施していく必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>「宇治市パブリックコメント手続に関する指針」を策定し、市民意見の提出機会を確保するとともに市民意見に対する市の説明責任を果たすことを通じ、市政への市民参画機会の拡充を図っていく。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定期間 計画期間 計画概要</p>	<p>宇治市パブリックコメント手続に関する指針 平成21年9月</p> <p>市の計画等の意思決定過程への市民参加の促進及び説明責任を果たすため、パブリックコメント手続に関する必要事項を定める。</p>
平成24年度の取組予定	<p>「宇治市パブリックコメント手続に関する指針」に基づき、適切なパブリックコメントの実施を推進する。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>平成24年度については、各実施機関が、14件のパブリックコメント手続を実施した。14件とも、「宇治市パブリックコメント手続に関する指針」に基づき、実施、完了したことを確認した。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	指針作成 パブリック コメント実施	パブリック コメント実施	パブリック コメント実施	パブリック コメント実施	パブリック コメント実施
	変更後		指針作成 パブリック コメント実施			
	実績	調整	指針作成 パブリック コメント実施	パブリック コメント実施	パブリック コメント実施	パブリック コメント実施
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	目標					
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	A	A	A	A
	理由	平成24年度の取組予定については実施でき、取組目標についても実施できた。				
総評及び今後の方針		パブリックコメントの活用推進については、指針を策定するための検討作業を経て、平成22年4月に「宇治市パブリックコメント手続に関する指針」を施行した。これ以降、24年度までの間に計25件のパブリックコメントを実施し、制度としても定着してきた。今後は、第6次行政改革実施項目からは除くものの、個別施策として取り組みを継続する。				個別施策 に移行

4.民間活力の活用

(3) 市民・NPO等との協働

体系番号	4 - (4) -
項目番号	51
担当課	市民環境部文化自治振興課

項目名	市民・NPO等と行政との協働の推進	
現状と課題	<p>少子・高齢社会の進展や環境問題の深刻化など社会経済情勢の急速な変化や人々の価値観、ライフスタイルの変化に伴い市民ニーズは益々複雑・多様化してきている。こうした中、公共が全ての行政サービスを担うことは困難であり、これからは市民・NPO等と行政のパートナーシップによるまちづくりが重要であると考えられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、平成18年度に市民・NPO等との協働により実施している事業について全庁的に調査を行った。調査の結果、福祉分野での取り組みが最も多く60事業、次いで人権・教育の分野で35事業、文化・観光の分野で30事業などとなり全体では168事業であった。また、その主な形態としては、委託型が56事業、共催・実行委員会型が53事業、補助・助成・公共財産貸与型が36事業となり、委託型の内、公益法人を除く市民団体・NPOに委託しているものが31事業である。</p> <p>市民・NPO等の活動は総じて公益目的を有するものであり、行政サービスと共通する内容も多くある。これからも、様々な分野で市民・NPO等との協働による取り組みが増加してくると考えられるが、積極的に進めている部門がある一方、全庁的にはまだ市民・NPO等との関係構築を模索している状況にある。今後、更に様々な分野、形態で、協働による取り組み機会を創出していく必要がある。</p>	
計画期間の取組予定	<p>「(仮)NPO等との協働指針」を策定し、市民・NPO等との協働の取り組みに対する職員の意識の醸成を図り、積極的に協働の機会を創出していく。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成24年度の取組予定	<p>「(仮)NPO等との協働指針」の策定に向け、検討を進める。</p>	
平成24年度の取組実績	<p>引き続き、協働指針の原課案の作成に取り組んだが、全庁的課題である一方、部署によって大きく状況が異なり、取りまとめるまでには至らなかった。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	目標	職員研修 協働拡充	職員研修 協働拡充	職員研修 協働拡充	職員研修 協働拡充	職員研修 協働拡充
	変更後		協働拡充 指針策定	協働拡充 指針策定	協働拡充 指針策定	協働拡充 指針策定
	実績	協働拡充 計画調整	協働拡充 計画調整	協働拡充 計画調整	協働拡充 計画調整	協働拡充 計画調整
	備考					
数値目標	指標	市民・NPO等との協働による委託型事業数(財団法人を除く)				
	選定理由	役割分担が明確な形での市民・NPO等との協働の進捗状況を見る客観的なデータであるため				
	目標	33事業	35事業	37事業	39事業	41事業
	変更後			40事業	46事業	46事業
	実績	34事業	40事業	46事業	46事業	57事業
	備考	平成24年度の目標達成率は123.9%				
効果額	目標					
	変更後					
	実績					
	備考					
評価欄	評価	C	C	C	C	C
	理由	平成24年度の取組予定や取組目標については、十分に取組みできなかったが、数値目標については達成できた。				
総評及び今後の方針		市民・NPO等との協働による委託型事業数は、着実に広がりを見せているが、協働の在り方については、形態や地域コミュニティとの関わりなどを含め、今後もさらに検討が必要なことから、第6次行政改革実施項目「市民・NPO・大学等と行政との協働の推進」として、引き続き取組みを継続する。				継続

評価欄の考え方・視点

今回の評価は、第5次行政改革を効果的・効率的に進めていくため、Plan(計画) - Do(実行) - Check(点検・評価) - Act(見直し・改善)のPDCAサイクル構築の一環として行ったものです。

当該年度の取組予定・計画(P)に対して、どの程度実行(D)できたかを、行政自身が評価(C)を行い、次年度の取組予定(A)に反映させるために行ったものです。

具体的には以下のような視点で評価を行いました。

1. 当該年度の取組予定と取組実績について

当該年度の取組予定に対して、取組実績がどうであったか、その進捗状況や内容等について着目します。

2. 取組目標について

取組目標の実施状況について、全部できたのか、あるいは、一部しかできなかったのか、また、次年度以降の取組目標を遅らせたのかなどについて着目します。

3. 数値目標について

数値目標の達成状況について、目標値の達成ができたのか、前年度の実績と比較してどうであったかなどについて着目します。

4. 効果額について

効果額の達成状況について、目標としていた効果額の達成ができたのか、目標には届かなかったのかなどについて着目します。

5. 評価について

上記4項目について、総合的にどの程度目標が達成されたかを評価します。
なお、「1. 当該年度の取組予定と取組実績」及び「2. 取組目標」については、全ての項目で目標を設定していますが、「3. 数値目標」及び「4. 効果額」については、目標を設定していないものもあるため、目標が設定してある項目について総合的に評価を行います。

6. 評価基準について

A評価：目標が達成できたもの(概ね80%以上目標が達成できたもの)
B評価：目標がある程度達成できたもの(概ね60%以上目標が達成できたもの)
C評価：目標の達成に努力を要するもの(概ね30%以上目標が達成できたもの)
D評価：目標の達成に相当の努力を要するもの(概ね30%未満しか目標が達成できなかったもの)

評価一覧

番号	項目名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1	小中一貫教育の推進と学校規模適正化	A	A	A	A	A
2	保育事業の充実	A	A	A	A	A
3	就学前教育の検討	B	B	B	B	A
4	消防・救急・救助業務広域化の検討	B	B	C	B	A
5	窓口サービスの充実	C	C	B	B	B
6	電子自治体の推進	C	B	A	B	C
7	電子投票システムの研究	C	B	B	B	B
8	審議会等の公開	A	A	B	A	A
9	広報活動の充実	B	A	A	A	A
10	ホームページの充実	A	A	A	A	B
11	個人情報保護の徹底	C	B	B	B	B
12	人材育成の推進	A	A	A	A	A
13	人事考課制度の充実	B	B	B	B	B
14	目標管理制度の充実	B	B	B	B	B
15	女性職員の積極的登用	A	A	A	A	B
16	組織・機構の見直し	B	B	B	B	B
17	審議会等の見直し	C	C	C	C	C
18	定員管理の適正化	B	B	B	B	B
19	給与の適正化	A	B	A	A	A
20	時間外勤務の抑制	C	C	C	C	C
21	振替・代休制度の活用促進	C	C	C	C	C
22	市税徴収率の向上	B	B	C	B	B
23-1	各種料金収納率の向上(保育料)	A	A	A	A	A
23-2	各種料金収納率の向上(国民健康保険料)	C	A	C	C	C
23-3	各種料金収納率の向上(介護保険料)	A	A	A	A	A
23-4	各種料金収納率の向上(上下水道料金)	C	C	B	B	B
24	公金収納窓口の見直し	B	A	B	A	A
25	使用料・手数料等の見直し	B	B	B	B	B
26	遊休市有地の有効活用	C	C	C	C	C
27	有料広告事業等の推進	A	A	B	B	B
28	公会計改革への対応	A	A	B	B	B
29	新政策評価システムの構築	B	B	A	A	A
30	補助金等の見直し	A	A	A	A	A
31	下水道事業の水洗化普及促進	B	B	B	B	B
32	各種申請書類の簡素・合理化	B	C	C	A	B
33	庁内事務文書の簡素・合理化	C	B	B	B	B
34	職員応援体制の活用促進	B	B	B	B	B
35	ごみ減量化の推進	A	B	B	A	A
36	集会所再生プランの策定	D	D	D	A	D
37	公共工事コストの縮減	C	C	C	A	A
38	入札制度の適正化	A	A	A	A	A
39	入札・契約のIT化の推進	B	C	A	A	A
40	土地開発公社の経営健全化	B	A	A	A	A
41	公社等の経営健全化	B	B	A	A	A
42	保育所の民営化	A	B	A	A	C
43	学校給食調理業務の民間委託化	A	A	A	A	A
44	可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化	A	A	A	A	A
45	各種スポーツ教室・大会の委託化・補助事業化	C	C	C	A	B
46	放課後児童健全育成事業の推進	B	C	C	C	C
47	各種団体等の事務局の移管	C	C	C	C	C
48	指定管理者制度の拡充	B	B	B	B	B
49	PFIの活用検討	B	C	C	C	C
50	パブリックコメントの活用促進	C	A	A	A	A
51	市民・NPO等と行政との協働の推進	C	C	C	C	C
	A:目標が達成できたもの	17	19	20	26	22
	B:目標がある程度達成できたもの	20	20	19	19	20
	C:目標の達成に努力を要するもの	16	14	14	9	11
	D:目標の達成に相当の努力を要するもの	1	1	1	0	1
		54	54	54	54	54

数値目標に対する実績一覧

番号	項目名	指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1	小中一貫教育の推進と学校規模適正化	上段:小中一貫教育研究グループ数 中段:小中一貫教育実施ユニット数 下段:小中一貫校実施校数	2グループ - -	2グループ 8ユニット -	2グループ 8ユニット -	1グループ 9ユニット -	- 9ユニット 一貫校1校
2	保育事業の充実	公立保育所・民間保育園の4月1日現在の定員総数 ()内は定員増加数	3,126名 (50名)	3,196名 (70名)	3,236名 (40名)	3,605名 (369名)	3,640名 (35名)
3	就学前教育の検討	公立幼稚園余裕教室活用数				2教室	2教室
4	消防・救急・救助業務広域化の検討						
5	窓口サービスの充実						
6	電子自治体の推進	京都府・市町村共同開発システム事業で運用開始されたシステム本数	1本	11本	1本	4本	
7	電子投票システムの研究						
8	審議会等の公開	審議会等の公開実施率 〔会議の公開を実施する審議会等の数/公開が可能な審議会等(ただし、実質休止している審議会等を除く)の数〕	82.6%	97.7%	97.7%	100.0%	100.0%
9	広報活動の充実						
10	ホームページの充実	各課の情報登録件数(コンテンツ数)	530件	2,200件	2,700件	4,500件	4,760件
11	個人情報保護の徹底	個人情報保護をテーマにした職場会議の開催実施率(実施所属数/全所属数)	51.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
12	人材育成の推進	研修受講者数	延べ2,543名	延べ4,100名	延べ3,010名	延べ3,264名	延べ4,821名
13	人事考課制度の充実						
14	目標管理制度の充実						
15	女性職員の積極的登用	管理監督者への女性職員の登用率 (係長級以上の女性職員数/係長以上の職員数)	15.3%	16.4%	19.3%	19.9%	19.6%
16	組織・機構の見直し						
17	審議会等の見直し						
18	定員管理の適正化	定員減員数(平成23年度までは新たな行政需要等による増員数は除く)	累計 89名	累計 105名	累計 120名	累計148名	累計-4名
19	給与の適正化						
20	時間外勤務の抑制	時間外勤務時間数(選挙分を除く)	166,566時間	163,809時間	158,461時間	155,187時間	156,536時間
21	振替・代休制度の活用促進	振替率(振替取得日数/週休日の出勤日数)	48.1%	49.4%	44.8%	47.3%	29.6%
22	市税徴収率の向上	現年度分と滞納分を合わせた徴収率(収納額/調定額)	91.8%	92.0%	91.8%	92.9%	93.6%
23-1	各種料金収納率の向上(保育料)	現年度分と滞納分を合わせた収納率(収納額/調定額)	87.9%	88.6%	89.1%	89.7%	90.2%
23-2	各種料金収納率の向上(国民健康保険料)	現年度分と滞納分を合わせた収納率(収納額/調定額)	82.0%	82.8%	82.1%	81.4%	79.80%
23-3	各種料金収納率の向上(介護保険料)	現年度分と滞納分を合わせた収納率(収納額/調定額)	95.8%	96.1%	96.3%	96.9%	97.4%

数値目標に対する実績一覧

番号	項目名	指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
23-4	各種料金収納率の向上(上下水道料金)	上段:上水道料金の現年度分と滞納分を合わせた収納率(収納額/調定額) 下段:下水道使用料の現年度分と滞納分を合わせた収納率(収納額/調定額)	97.5% 96.6%	97.7% 96.4%	98.0% 96.6%	97.9% 97.7%	98.0% 97.7%
24	公金収納窓口の見直し	市税徴収における口座振替利用率(口座振替件数等/課税件数)	25.0%	29.3%	29.5%	29.5%	29.50%
25	使用料・手数料等の見直し	使用料・手数料等の見直し件数	0件	2件	1件	0件	1件
26	遊休市有地の有効活用	未利用地の売却件数・面積	5件・171㎡	2件・72㎡	6件・175㎡	8件・315㎡	9件・491㎡
27	有料広告事業等の推進	広告媒体の数	2媒体	2媒体	3媒体	4媒体	5媒体
28	公会計改革への対応						
29	新政策評価システムの構築						
30	補助金等の見直し	補助金等の廃止件数	1件	1件	8件	3件	4件
31	下水道事業の水洗化普及促進	戸数水洗化率(水洗化戸数/処理区域内戸数)	83.1%	84.0%	84.8%	84.7%	84.5%
32	各種申請書類の簡素・合理化	上段:文面の見直し件数 下段:記載事項の見直し件数	126件 80件	65件 85件	0件 28件	29件 23件	
33	庁内事務文書の簡素・合理化						
34	職員応援体制の活用促進						
35	ごみ減量化の推進	家庭系ごみ(可燃・不燃)1人1日当り排出量 (家庭系ごみ排出量/住民基本台帳・外国人登録人口)/年間日数	533.82g	527.83g	519.34g	518.82g	517.11g
36	集会所再生プランの策定						
37	公共工事コストの縮減						
38	入札制度の適正化						
39	入札・契約のIT化の推進						
40	土地開発公社の経営健全化						
41	公社等の経営健全化						
42	保育所の民営化						
43	学校給食調理業務の民間委託化	学校給食調理業務の委託学校数	3校	1校	1校	1校	1校
44	可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化	民間委託する塵芥車の台数	1台	1台		1台	1台
45	各種スポーツ教室・大会の委託化・補助事業化	委託化・補助事業化実施事業数		0事業	0事業	1事業	0事業
46	放課後児童健全育成事業の推進						
47	各種団体等の事務局の移管						
48	指定管理者制度の拡充						
49	PFIの活用検討						
50	パブリックコメントの活用促進						
51	市民・NPO等と行政との協働の推進	市民・NPO等との協働による委託型事業数(財団法人を除く)	34事業	40事業	46事業	46事業	57事業

効果額一覧

番号	項目名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1	小中一貫教育の推進と学校規模適正化					
2	保育事業の充実					
3	就学前教育の検討					
4	消防・救急・救助業務広域化の検討					
5	窓口サービスの充実					
6	電子自治体の推進					
7	電子投票システムの研究					
8	審議会等の公開					
9	広報活動の充実					
10	ホームページの充実					
11	個人情報保護の徹底					
12	人材育成の推進					
13	人事考課制度の充実					
14	目標管理制度の充実					
15	女性職員の積極的登用					
16	組織・機構の見直し					
17	審議会等の見直し					
18	定員管理の適正化					
19	給与の適正化	85,250千円	81,694千円	77,345千円 1,400千円	15,184千円	9,400千円
20	時間外勤務の抑制					
21	振替・代休制度の活用促進					
22	市税徴収率の向上					
23-1	各種料金収納率の向上(保育料)					
23-2	各種料金収納率の向上(国民健康保険料)					
23-3	各種料金収納率の向上(介護保険料)					
23-4	各種料金収納率の向上(上下水道料金)					
24	公金収納窓口の見直し					
25	使用料・手数料等の見直し					
26	遊休市有地の有効活用	5,467千円	2,472千円	5,535千円	14,721千円	31,653千円
27	有料広告事業等の推進	890千円	890千円	2,400千円	4,220千円	5,236千円
28	公会計改革への対応					
29	新政策評価システムの構築					
30	補助金等の見直し	1,000千円	380千円	50,712千円	17,876千円	8,442千円
31	下水道事業の水洗化普及促進					
32	各種申請書類の簡素・合理化					
33	庁内事務文書の簡素・合理化					
34	職員応援体制の活用促進					
35	ごみ減量化の推進					
36	集会所再生プランの策定					
37	公共工事コストの縮減					
38	入札制度の適正化					
39	入札・契約のIT化の推進					
40	土地開発公社の経営健全化					
41	公社等の経営健全化					
42	保育所の民営化					
43	学校給食調理業務の民間委託化	45,131千円	17,871千円	18,840千円	10,957千円	15,908千円
44	可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化	13,167千円	10,358千円		9,000千円	8,322千円
45	各種スポーツ教室・大会の委託化・補助事業化					
46	放課後児童健全育成事業の推進					
47	各種団体等の事務局の移管					
48	指定管理者制度の拡充					
49	PFIの活用検討					
50	パブリックコメントの活用促進					
51	市民・NPO等と行政との協働の推進					
	効果額(単純合計)	150,905千円	113,665千円	156,232千円	71,958千円	78,961千円
	効果額合計(前年度までの改革による影響額含む)	150,905千円	258,213千円	411,083千円	475,106千円	535,126千円
	効果額累計(5か年の効果額)		409,118千円	820,201千円	1,295,307千円	1,830,433千円